

## 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則

### 独立行政法人国立高等専門学校機構規則第8号

制 定	平成16年	4月	1日
一部改正	平成16年	10月	28日
一部改正	平成17年	12月	1日
一部改正	平成18年	4月	4日
一部改正	平成18年	10月	1日
一部改正	平成19年	3月	30日
一部改正	平成19年	11月	30日
一部改正	平成20年	3月	28日
一部改正	平成21年	3月	24日
一部改正	平成21年	6月	1日
一部改正	平成21年	9月	28日
一部改正	平成21年	11月	30日
一部改正	平成22年	3月	30日
一部改正	平成22年	11月	30日
一部改正	平成23年	3月	30日
一部改正	平成24年	3月	30日
一部改正	平成24年	4月	27日
一部改正	平成24年	6月	25日
一部改正	平成25年	3月	29日
一部改正	平成26年	3月	31日
一部改正	平成26年	6月	26日
一部改正	平成26年	12月	18日
一部改正	平成26年	12月	24日
一部改正	平成27年	3月	26日
一部改正	平成28年	2月	3日
一部改正	平成28年	4月	26日
一部改正	平成29年	1月	31日
一部改正	平成30年	1月	31日
一部改正	平成31年	2月	28日
一部改正	令和 2年	2月	27日
一部改正	令和 2年	11月	27日
一部改正	令和 3年	4月	28日
一部改正	令和 4年	5月	31日
一部改正	令和 4年	12月	26日
一部改正	令和 5年	3月	28日
一部改正	令和 5年	12月	25日

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。（以下「通則法」という。）第50条の10第2項、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）規則第6号。以下「教職員就業規則」という。）第31条及び独立行政法人国立高等専門学校機構船員就業規則（機構規則第7号。以下「船員就業規則」という。）第32条の規定に基づき、機構における教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

**第2条** 教職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 基本給は、本給とする。
- 二 諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、専攻科長等手当、衛生管理者手当、教員特殊業務手当、在宅勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び極地観測手当とする。

### (給与の支給日)

**第3条** 本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、専攻科長等手当、衛生管理者手当及び寒冷地手当は、その月の月額的全額を毎月17日（以下この項において「支給定日」という。）に、教員特殊業務手当、在宅勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び極地観測手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、支給定日の前々日）に、支給定日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日かつ月曜日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日（以下この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

### (給与の支払)

**第4条** 教職員の給与は、通貨で直接教職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 教職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

#### (日割計算等)

- 第5条** 新たに教職員となった者には、その日から本給を支給する。本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。
- 2 教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
  - 3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
  - 4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第9号。以下「教職員労働時間等規則」という。）第10条又は独立行政法人国立高等専門学校機構船員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第10号。以下「船員労働時間等規則」という。）第13条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 5 前4項の規定は、管理職手当、専攻科長等手当、地域手当及び広域異動手当の支給について準用する。

#### (給与の即時払)

- 第6条** 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、本人又は権利者の請求があったときは、第3条の規定にかかわらず7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。
- 一 退職し、又は解雇された場合
  - 二 本人が死亡した場合

#### (非常時払)

- 第7条** 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、かつ、本人から請求があったときは、第3条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与をすみやかに支払う。
- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてる場合
  - 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてる場合
  - 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてる場合
  - 四 その他特に必要と認めた場合

#### (労働1時間当たりの給与額の算出)

- 第8条** 第22条、第30条、第30条の2、第30条の3及び第31条に規定する労働1時間当たりの給与額は、本給、本給に対する地域手当及び広域異動手当の月額、管理職手当、専攻科長等手当及び寒冷地手当の月額の合計額を1か月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。
- 2 前項の1か月の平均所定労働時間数は、4月1日から翌年3月31日までの現日数から、当該期間中における教職員労働時間等規則第10条又は船員労働時間等規則第

13条に規定する休日の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とする。

3 前項の1か月の平均所定労働時間数に1時間未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (端数計算)

**第9条** 前条に規定する労働1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額(第30条, 第30条の2, 第30条の3及び第31条の規定の適用にあつては、これらの規定に定める割合により算出されることとなるそれぞれ労働1時間当たりの額)に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

#### (端数の処理)

**第10条** この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (超過勤務手当等の時間数の算定)

**第10条の2** 第30条から第31条までの手当の支給の基礎となる時間数は、月の初日から末日までの全時間数(労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に定める割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分未満のときは、これを切り捨て、30分以上のときは、これを1時間に切り上げるものとする。

## 第2章 本給

#### (本給)

**第11条** 本給は、本給表に定める級号給と本給月額により支給する。

#### (本給表の種類)

**第12条** 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 一般職員本給表(別表第1)
  - イ 一般職員本給表(一)
  - ロ 一般職員本給表(二)
- 二 教育職員本給表(別表第2)
- 三 海事職員本給表(別表第3)
  - イ 海事職員本給表(一)
  - ロ 海事職員本給表(二)
- 四 医療職員本給表(別表第4)

- イ 医療職員本給表（一）
- ロ 医療職員本給表（二）
- 五 指定職員本給表（別表第5）

#### （初任給）

**第13条** 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

#### （昇格）

**第14条** 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。

#### （降格）

**第15条** 教職員就業規則第13条から第13条の3まで、又は船員就業規則第13条から第13条の3までの規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

#### （初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

**第16条** 教職員を本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

#### （本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

**第17条** 教職員を本給表の適用を異にして他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

#### （昇給）

**第18条** 教職員の昇給は、第19条に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（一般職員本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める教職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 次の各号に掲げる教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

一 55歳を超える教職員（次号に掲げる教職員を除く。）

二 57歳を超える教職員（一般職員本給表（二）、教育職員本給表又は海事職員本給表（一）の適用を受ける教職員）

4 教育職員本給表又は海事職員本給表（一）の適用を受ける教職員で、55歳を超えるものに

関する第2項の規定の適用については、同項中「4号給（一般職員本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める教職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

- 5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 第1項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

#### (昇給の時期)

**第19条** 前条の規定による昇給日は、第20条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

#### (特別昇給)

**第20条** 勤務成績が良好である教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、当該各号に定める日に、第18条第1項の規定による昇給をさせることができる。ただし、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日又はこれらの日から同日以後の昇給日までの日
- 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、職務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日又はこれらの日から同日以後の昇給日までの日
- 三 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 当該危篤又は著しい障害の状態となった日
- 四 前各号に掲げる場合以外の場合 あらかじめ理事長の承認を得て定める日

### 第3章 給与の特例等

#### (休職者の給与)

**第21条** 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、教職員就業規則第16条第1項第一号又は船員就業規則第17条第1項第一号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付若しくは同法第22条の2による休業給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 教職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年（理事長が認めるときは満3年）に達するまでは、その休職の期間中、給与の全額を支給す

る。

- 3 教職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間（教職員就業規則第17条第4項又は船員就業規則第18条第4項の規定により休職期間を連続しているものとみなす場合にあっては、連続しているものとみなした休職期間）が満1年に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当（以下この条において「本給等」という。）のそれぞれの100分の80を支給することができる。
- 4 教職員が刑事事件に関し起訴され、教職員就業規則第16条第1項第二号又は船員就業規則第17条第1項第二号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 教職員が独立行政法人国立高等専門学校機構教職員休職規則（機構規則第18号。以下「休職規則」という。）第4条第1項第一号の規定による派遣休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の100以内を支給することができる。
- 6 教職員が休職規則第4条第1項第二号又は第四号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の70以内を支給することができる。
- 7 休職にされた教職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

#### （短時間労働教職員の給与）

**第21条の2** 教職員労働時間等規則第13条又は船員労働時間等規則第16条の規定により所定労働時間を短縮した教職員の本給は、第11条の規定にかかわらず、当該教職員について所定労働時間を短縮しなければ受けることとなる本給に、当該教職員が短縮された1週当たりの所定労働時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

#### （給与の減額）

**第22条** 教職員が労働しないときは、教職員労働時間等規則第18条又は船員労働時間等規則第18条に規定する休暇による場合、教職員就業規則第34条又は船員就業規則第35条の規定により労働しない場合その他その労働しないことにつき特に承認があった場合を除き、第8条に規定する労働1時間当たりの給与額（第30条、第30条の2、第30条の3及び第31条において「労働1時間当たりの給与額」という。）にその労働しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教職員が教職員労働時間等規則第23条第1項第一号又は船員労働時間等規則第21条第1項第一号に掲げる病気休暇（以下「業務外病気休暇」という。）又は教職員就業規則第57条又は船員就業規則第64条に規定する就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して暦日で連続して90日を超えて引き続き労働しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日（割り振られた勤務時間のすべてを勤務しなかった日に限る。）につき、本給の半額を減ずる。
- 3 前項の規定にかかわらず、業務外病気休暇を、暦日で連続する8日以上期間使用し

た教職員が、連続して使用した病気休暇の期間の末日の翌日から、割り振られた勤務時間のすべてを勤務した日が20日に達するまでの間に、再度、業務外病気休暇を取得したときは、それらの業務外病気休暇は連続しているものとみなす。

- 4 前2項に規定するもののほか、同項の労働しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は別に定める。

## 第4章 諸手当

### (管理職手当)

**第23条** 管理職手当は、別表第6の1管理職手当区分表に掲げる労基法に定める管理又は監督の地位にある職を占める教職員に支給する。ただし、指定職員本給表の適用を受ける教職員及び月の全日数にわたって勤務しない教職員には支給しない。

- 2 管理職手当の区分は、別表第6の1管理職手当区分表に掲げる職名に応じた区分とし、管理職手当の月額は、その者の職務の級及び区分に応じて別表第6の2管理職手当支給額表に定める支給額とする。
- 3 前項に規定する管理職手当の月額は、労働が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの時間をいう。)に及んだ場合における割増賃金額を含むものとする。

### (扶養手当)

**第24条** 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、指定職員本給表の適用を受ける教職員には支給しない。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が九級以上である者に対しては、支給しない。
- 3 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
  - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - 四 満60歳以上の父母及び祖父母
  - 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - 六 重度心身障害者
- 4 扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級であるもの(以下「一般職員本給表(一)八級職員等」という。)にあつては3,500円)、同項第二号の扶養親族については1人につき10,000円とする。

本給表	職務の級
-----	------



一般職員本給表（一）	8級
教育職員本給表	5級
海事職員本給表（一）	7級
医療職員本給表（一）	8級
医療職員本給表（二）	7級

- 5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 6 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### （地域手当）

**第25条** 地域手当は、物価が高い地域並びにこれらの地域に準ずる地域に所在する勤務箇所、別表第7の支給地域欄に掲げる地域に在勤する教職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、本給、管理職手当、専攻科長等手当及び扶養手当の月額合計額に、別表第7の支給地域に応じ、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の地域若しくは勤務箇所に在勤する教職員がその在勤する地域若しくは勤務箇所を異にして異動した場合又はこれらの教職員の在勤する勤務箇所が移転した場合（これらの教職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は勤務箇所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他別に定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは勤務箇所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは勤務箇所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは勤務箇所が別表第7の地域若しくは勤務箇所に該当しないこととなる時は、当該教職員には、当該異動等の日から2年を経過するまでの間（第二号に定める割合が異動等後の支給割合以下となる時は、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該教職員が当該異動等の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は勤務箇所を異にして異動した場合その他別に定める場合における当該教職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。
  - 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）
  - 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 4 国，地方公共団体，独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2の規定により国の職員として在職期間が通算されることとなる法人（以下「国等」という。）の職員であった者から人事交流等により引き続き機構の教職員となった者については，当該国等における地域手当に相当する給与の支給を機構の教職員として受けていたものとみなして，前項の規定に準じて地域手当を支給することができる。
- 5 前各項に規定するもののほか，地域手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

#### （広域異動手当）

**第25条の2** 教職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において，当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて，通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は，当該教職員には，当該異動等の日から3年を経過するまでの間，本給，管理職手当，専攻科長等手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし，当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は，この限りでない。

- 一 300キロメートル以上 100分の8
- 二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の4

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員のうち，当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては，当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず，当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 国等の職員であった者から人事交流等により引き続き機構の教職員となった者であつて，当該人事交流等に伴い勤務箇所に変更があつたものには，前2項の規定に準じて広域異動手当を支給することができる。

- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員が、前条の規定により地域手当を支給される教職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。
- 5 前各号に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

#### (住居手当)

**第26条** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。ただし、指定職員本給表の適用を受ける教職員には支給しない。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（別に定める教職員を除く。）
  - 二 第28条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第一号に掲げる教職員のうち第二号に掲げる教職員でもあるものについては、第一号に定める額及び第二号に定める額の合計額）とする。
- 一 前項第一号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
    - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
    - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
  - 二 前項第二号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### (通勤手当)

**第27条** 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる教職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）

を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

三 前項第三号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、

その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で別に定めるもののうち、第1項第一号又は第三号に掲げる教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、国等の職員であった者から引き続き本給表の適用を受ける教職員となった者のうち、第1項第一号又は第三号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第3条第1項に定める日に支給する。

- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

- 7 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (単身赴任手当)

- 第28条** 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居する

こととなった教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められたもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離	額
100キロメートル以上 300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上 500キロメートル未満	16,000円
500キロメートル以上 700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上 900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上 1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上 1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上 1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上 2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上	70,000円

- 3 国等の職員であった者から引き続き本給表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、教職員となる直前の住居から教職員となった直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （専攻科長等手当）

**第28条の2** 専攻科長等手当は、各学校（仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校及び熊本高等専門学校にあっては各キャンパス。以下この条及び次条において同じ。）において専攻科に関することを掌理する教職員それぞれ1人に支給するものとする。ただし、管理職手当の支給を受ける教職員及び月の全日数にわたって勤務しない教職員には支給しない。

- 2 専攻科長等手当の月額は、20,000円とする。

#### (衛生管理者手当)

**第28条の3** 衛生管理者手当は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（機構規則第31号）第5条に規定する衛生管理者として選任された教職員のうち、各学校及び機構本部それぞれ1名に支給するものとする。

2 衛生管理者手当の月額は、3,000円とする。

#### (教員特殊業務手当)

**第29条** 教員（指定職員本給表の適用を受ける者及び管理職手当の支給を受ける者を除く。）が、次の各号に掲げる日（第30条に定める超過勤務手当又は第31条に定める休日給が支給される日を除く。）に、学校の管理下において行われる部活動における学生に対する指導に3時間を超えて従事したときは、教員特殊業務手当を支給する。

一 教職員労働時間等規則第10条各号に掲げる日

二 教職員労働時間等規則第14条第2項の規定により休日となった日（前号に掲げる日を除く。）

2 教員特殊業務手当の額は、前項に規定する業務に従事した日1日につき、3,600円とする。

#### (在宅勤務手当)

**第29条の2** 教職員が、教職員就業規則第41条の2又は船員就業規則第45条の2に定める在宅勤務に従事したときは、在宅勤務手当を支給する。

2 在宅勤務手当の額は、在宅勤務に従事した日1日につき、200円とする。

#### (超過勤務手当)

**第30条** 教職員労働時間等規則第7条第1項の規定により所定の労働日（第31条第1項の規定により休日給が支給される日を除く。）に業務上の必要により所定の労働時間以外の時間に労働（教職員労働時間等規則第12条の規定による宿日直勤務を除く。）することを命じられた教職員には、所定の労働時間以外の時間に労働した全時間に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職員本給表の適用を受ける教職員には支給しない。

一 次号及び第三号に掲げる時間以外の時間 100分の125（その労働が深夜（午後10時から午前5時までの時間をいう。以下同じ。）において行われた場合にあつては100分の150）

二 教職員労働時間等規則第11条の規定により振り替えた労働日（休日を当該週に振り替えた場合に限る。）における時間（次号に掲げる時間を除く。） 100分の135（その労働が深夜において行われた場合にあつては100分の160）

三 この項、次条及び第30条の3の規定により超過勤務手当が支給される時間（以下「教職員超過勤務時間」という。）並びに第31条第1項に定める教職員休日勤務時間を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100

分の150（その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の175）

2 船員労働時間等規則第9条の規定により所定の労働日（第31条第2項の規定により休日給が支給される日を除く。）に業務上の必要により所定の労働時間以外の時間に労働（船員労働時間等規則第15条の規定による宿日直勤務を除く。）することを命じられた教職員には、所定の労働時間以外の時間に労働した全時間（以下「船員超過勤務時間」という。）に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 次号及び第三号に掲げる時間以外の時間 100分の130（その労働が深夜に行われた場合にあっては100分の155）

二 船員労働時間等規則第14条に規定により振り替えた労働日（休日を当該週に振り替えた場合に限る。）における時間（次号に掲げる時間を除く。） 100分の140（その労働が深夜に行われた場合にあっては100分の165）

三 船員超過勤務時間及び第31条第2項に定める船員休日勤務時間を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の155（その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の180）

**第30条の2** 教職員労働時間等規則第10条又は第14条第2項の規定による休日に労働することを命じられ、同規則第11条の規定により労働日を振り替えた場合で、当該労働日の属する週の労働時間が、週所定労働時間（同規則第3条第1項に定める1週間当たりの所定労働時間をいう。以下同じ。）（教職員労働時間等規則第14条の規定による1ヶ月単位又は1年単位の変形労働時間制の適用を受ける教職員にあっては、協定で週所定労働時間を超える労働時間を定めた週はその定めた労働時間、それ以外の週は週所定労働時間）を超えることとなるときは、当該教職員には、その時間を超えて労働を命じられた全時間（前条に定める超過勤務手当又は第31条第1項に定める休日給が支給される時間を除く。）に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職員本給表の適用を受ける教職員には支給しない。

一 次号に掲げる時間以外の時間 100分の25（その労働が深夜に行われた場合にあっては100分の50）

二 教職員超過勤務時間及び第31条第1項に定める教職員休日勤務時間を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の50（その労働が深夜に行われた場合にあっては100分の75）

**第30条の3** 教職員労働時間等規則第14条の規定による1年単位の変形労働時間制の適用を受ける教職員が、対象期間（労基法第32条の4第1項第2号で定める対象期間をいう。以下同じ。）の中途において採用され又は退職した場合等で、対象期間中の実労働時間が週所定労働時間に実労働期間（1年単位の変形労働時間制により労働させた期間をいう。）の暦日数を乗じ7で除して得られる時間数（1時間未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた時間数。）を超える場合には、当該超える時間（第30



条若しくは前条に定める超過勤務手当又は次条に定める休日給が支給される時間を除く。) に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職員本給表の適用を受ける教職員には支給しない。

- 一 次号に掲げる時間以外の時間 100分の125 (その労働が深夜において行われた場合にあっては100分の150)
- 二 教職員超過勤務時間及び第31条第1項に定める教職員休日勤務時間を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の150 (その労働が深夜に行われた場合にあっては100分の175)

### (休日給)

**第31条** 教職員労働時間等規則第10条若しくは第14条第2項の規定による休日 (当該休日について、同規則第11条の規定により振り替えた場合を除く。) 又は同規則第11条に規定する振替による休日若しくは代休 (第33条において「教職員休日給支給対象日」という。) に同規則第7条第1項の規定により労働 (教職員労働時間等規則第12条の規定による宿日直勤務を除く。) することを命じられた教職員には、当該労働を命じられた全時間 (以下「教職員休日勤務時間」という。) に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職員本給表の適用を受ける教職員には支給しない。

- 一 次号に掲げる時間以外の時間 100分の135 (その労働が深夜において行われた場合にあっては、100分の160)
  - 二 教職員超過勤務時間及び教職員休日勤務時間を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の150 (その労働が深夜において行われた場合にあっては、100分の175。)
- 2 船員労働時間等規則第13条に規定する休日 (当該休日について、同規則第14条の規定により振り替えた場合を除く。) 又は同規則第14条に規定する振替による休日若しくは代休 (第33条において「船員休日給支給対象日」という。) に同規則第9条第1項により労働 (船員労働時間等規則第15条の規定による宿日直勤務を除く。) することを命じられた教職員には、当該労働を命じられた全時間 (以下「船員休日勤務時間」という。) に対して、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。
- 一 次号に掲げる時間以外の時間 100分の140 (その労働が深夜において行われた場合にあっては、100分の165)
  - 二 船員超過勤務時間及び船員休日勤務時間) を合計した時間が1箇月について60時間を超える場合の当該超える時間 100分の155 (その労働が深夜において行われた場合にあっては、100分の180)

### (宿日直手当)

**第32条** 宿日直手当は、教職員が教職員労働時間等規則第12条又は船員労働時間等規則第15条の規定により宿日直勤務を命じられ、次に掲げるものに従事した場合に支給する。

- 一 学生寮において教員が行う宿日直勤務
- 二 第一号の宿日直勤務を補佐する職員の宿日直勤務
- 三 前2号以外の宿日直勤務

2 前項各号の手当の額は、その勤務1回につき、それぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則（機構規則第21号）第4条第2項の宿日直は、第一号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 7,500円
- 二 5,500円
- 三 5,600円

#### （管理職員特別勤務手当）

**第33条** 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職員本給表の適用を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により教職員休日給支給対象日又は船員休日給支給対象日に労働した場合は、当該教職員に管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、その者に適用される管理職手当区分表に定める区分（指定職員本給表の適用を受ける教職員にあっては職名に応じた管理職手当区分表に定める区分）に応じた別表第8に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

#### （期末手当）

**第34条** 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第35条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5（別に定める「特定管理教職員」にあっては100分の102.5、指定職員本給表の適用を受ける教職員にあっては100分の65）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき本給及び扶養手

当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

- 4 一般職員本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、同表及び指定職員本給表以外の各本給表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各本給表につき別に定めるもの並びに指定職員本給表の適用を受ける教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあつては、その額に本給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### (期末手当の不支給)

**第34条の2** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第五号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に教職員就業規則第46条第五号又は船員就業規則第50条第五号の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に教職員就業規則第46条第四号又は船員就業規則第50条第四号の規定による諭旨解雇の処分を受けた教職員
- 三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に教職員就業規則第25条又は船員就業規則第26条の規定により解雇された教職員
- 四 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前3号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 五 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

#### (期末手当の一時差止)

**第34条の3** 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑

事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し止処分」という。）を受けた者は、60日が経過した後においては、当該一時差し止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - 一 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 三 一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差し止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差し止処分を行う場合は、当該一時差し止処分を受けるべき者に対し、当該一時差し止処分の際、一時差し止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差し止処分に関し必要な事項は、別に定める。

#### （勤勉手当）

**第35条** 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、前項の教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（別に定める「特定管理教職員」にあっては、100分の122.5、指定職員本給表の適用を受ける教職員にあっては100分の105）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき本給

の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

- 4 第34条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条の2中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### (寒冷地手当)

**第36条** 寒冷地手当は、教職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）において別表第9に掲げる支給地域に所在する施設に在勤する教職員に対しては、基準日における教職員の世帯等の区分に応じ、別表第10に掲げる額を支給する。

- 2 次の各号に掲げる教職員のいずれかに該当する支給対象教職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず当該各号に定める額とする。
  - 一 第21条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける教職員 前項の規定による額にそのものの俸給の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額
  - 二 第22条第2項の規定を受けている教職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
  - 三 前2号に掲げるもののほか、教職員就業規則第46条第三号又は船員就業規則第50条第三号の規定により停職にされている教職員、その他の別に定める教職員 零
- 3 支給対象教職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項又は第2項の規定による額を超えない範囲内で、別に定める額とする。
  - 一 基準日において前項各号に掲げる教職員のいずれにも該当しない支給対象教職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の月末までの間に、同項各号に掲げる教職員のいずれかに該当する支給対象教職員となった場合
  - 二 基準日において前項各号に掲げる教職員のいずれかに該当する支給対象教職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の月末までの間に、同項各号に掲げる教職員のいずれにも該当しない支給対象教職員となった場合
  - 三 前2号に掲げる場合に準ずる場合として理事長が定める場合
- 4 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し、必要な事項は別に定める。

#### (極地観測手当)

**第37条** 極地観測手当は、教職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。ただし、当該業務を他機関と共同し、他機関から教職員に対して極地観測手当に相当する額を支給されるときにあっては、支給しない。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、教職員の職務の級に応じて別表第11に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分

の30に相当する額を加算した額)とする。

## 第5章 特定の教職員の特例

### (船員の特例)

**第38条** 船員法(昭和22年法律第100号)第78条第2項の規定に基づき、船員が年次有給休暇を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与うべき年次有給休暇の日数に応じ、本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、単身赴任手当及び寒冷地手当を支給する。

2 前項の規定による給与の額は、第5条第4項に規定する日割計算の方法により算出した額とする。

### (人事交流等教職員の特例)

**第39条** 機構と他の法人との契約に基づく人事交流等により機構の教職員となった者のうち、理事長が特に必要があると認めた場合で、この規則によらないこととする定めを行ったときは、当該契約に基づく給与を支給することができる。

### (外部資金等による雇用教職員の特例)

**第40条** 期間を定めて雇用する教職員のうち、国等の競争的資金、寄付金、受託費その他これらに準ずる資金等(以下「外部資金等」という。)により雇用される教職員の給与の額は、この規則(本条を除く。次の項において同じ。)に定める本給及び諸手当の額にかかわらず、本給、諸手当及び退職手当を含む額として個別に定める給与の額を本給とすることができる。この場合において、諸手当は支給しない。

2 前項の規定による給与の額の年額は、当該教職員がこの規則により支給したならば受けることが見込まれることとなる本給及び諸手当の年額を超える額となるようにしなければならない。

## 第6章 規則の実施

### (実施に関し必要な事項)

**第41条** この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### (準用)

**第42条** この規則に定めのない事項については、前条で定めるほか、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)、人事院規則その他関係通達等を準用する。

## 附 則（平成16年4月1日制定）

### （施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 第18条の適用については、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11条から第13条までの例による。
- 3 第25条の適用については、人事院規則9-49の附則の例による。

## 附 則（平成16年10月28日一部改正）

### （施行期日）

- 1 この規則は、平成16年10月28日から施行する。ただし、第38条については平成16年4月1日に遡って適用させる。

### （寒冷地手当に関する経過措置）

- 2 基準日（その属する月が平成18年3月までのものに限る。）において、平成16年10月29日（以下、「旧基準日」という。）から引き続き規則改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則（以下「給与規則」という。）別表第9に掲げられていた寒冷地手当支給地域（以下、「旧寒冷地」とする。）のうち、規則改正後の給与規則別表第9に掲げられている寒冷地手当支給地域（以下、「新寒冷地」とする。）を除いた地域に在勤する教職員については、第37条の規定にかかわらず、規則改正前に在勤する地域で支給されていた寒冷地手当の額を5で除した額（以下、「みなし寒冷地手当基礎額」という。）を支給する。
- 3 基準日（その属する月が平成18年11月から平成22年3月までのものに限る。）において、旧基準日から引き続き旧寒冷地（新寒冷地に該当する地域を除く。）に在勤する教職員について、みなし寒冷地手当基礎額が、下記の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、第37条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成18年11月から平成19年3月まで	8,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	14,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	20,000円

平成21年11月から平成22年3月まで	26,000円
---------------------	---------

- 4 基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において、旧基準日から引き続き新寒冷地（旧寒冷地に該当する地域に限る。）に在勤する教職員については、みなし寒冷地手当基礎額から下記の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表右欄に掲げる額を減じた額（以下、「特例支給額」という。）が、規則改正後の第37条の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、第37条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	14,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	18,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	22,000円

- 5 規則改正後の第37条第2項及び第3項の規定は、前3項の規定により寒冷地手当を支給される、旧基準日から引き続き旧寒冷地（新寒冷地に該当する地域を除く。）並びに新寒冷地（旧寒冷地に該当する地域に限る。）に在勤する教職員（以下、「経過措置対象教職員」という。）である者について準用する。
- 6 前4項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象教職員である者（以下、この項において「支給対象教職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象教職員以外の経過措置対象教職員である者に対しては、規則改正後の第37条の規定にかかわらず、前4項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 7 国等の職員であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き独立行政法人国立高等専門学校機構の教職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、採用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して、第2項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象教職員との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該教職員である者に対しては、規則改正後の第37条の規定にかかわらず、第2項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 8 前6項の規定において、経過措置対象教職員に対する、みなし寒冷地手当基礎額においては、第22条第2項の規定の適用は、ないものとする。
- 9 その他、経過措置等の実施に関し必要な事項は、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」等に準ずるものとする。



## 附 則（平成17年12月1日一部改正）

### （施行期日）

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 第36条第2項について、期末特別手当を平成17年12月に支給する場合に限り、「100分の175」とあるのは、「100分の172.5」とする。

## 附 則（平成18年4月4日一部改正）

### （施行期日）

**第1条** この規則は、平成18年4月1日から適用する。ただし、附則第2条から第4条については平成17年12月に遡って適用する。

### （職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等）

**第2条** 平成17年12月1日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の給与規則別表第1から別表第4に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた教職員の施行日における本給月額及びこれを受けることとなる期間は、別に定める。

### （施行日前の異動者の号給等の調整）

**第3条** 施行日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### （教職員が受けていた号給等の基礎）

**第4条** 前2条の規定の適用については、これらの規定に規定する教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、改正前の給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

### （職務の級の切替え）

**第5条** 平成18年4月1日（以下、「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

#### (号給の切替え)

- 第6条** 切替日の前日において給与規則別表第1から別表第4までの本給表の適用を受けていた教職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次条に規定する教職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（別に定める教職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 2 切替日の前日において指定職員本給表の適用を受けていた教職員の号給は、旧号給に対応する附則別表第3の新号給欄に定める号給とする。

#### (職務の級における最高の号給を超える本給月額切替)

- 第7条** 切替日の前日において改正前の給与規則別表第1から別表第4の本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた教職員の切替日における号給又は本給月額は、別に定める。

#### (切替日前の異動者の号給の調整)

- 第8条** 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

#### (教職員が受けていた号給等の基礎)

- 第9条** 附則第5条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、改正前の給与規則の規定に従って定められたものでなければならない。

#### (本給の切替えに伴う経過措置)

- 第10条** 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員（別に定める教職員を除く。）には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

- 第11条** 前条の規定による本給を支給される教職員に関する給与規則第34条第4項（給与規則第35条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第36条第4項の規定の適用については、給与規則第34条第4項及び第36条第4項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第10条の規定による本給の額との合計額」とする。

**(平成22年3月31日までの間における給与規則の適用に関する特例)**

**第12条** 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第18条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給
別表第7（第25条関係）	100分12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
	100分10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
	100分6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
	100分3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合 ただし、北九州市に在勤する教職員については、 100分の4を超えない範囲で別に定める割合

**(地域手当に関する経過措置)**

**第13条** この規則施行の際、現に改正前の給与規則第25条第2項若しくは第25条第3項の適用を受けている教職員が切替日の前日において都市手当に相当する手当の支給を受けていた教職員が切替日に教職員となった場合における当該教職員に対する地域手当の支給に関する給与規則第25条の規定の適用については、第25条第3項中「当該異動の日の前日に在勤していた地域若しくは勤務箇所に係る地域手当」とあるのは「当該異動の日の前日に在勤していた地域若しくは勤務箇所に係る都市手当」とする。

**附 則（平成18年10月1日一部改正）**

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則（平成19年3月30日一部改正）**

**(施行期日)**

**第1条** この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)**

**第2条** 管理職手当の支給を受ける教職員のうち、改正後の第23条の規定による管理職手当の支給額が経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほ

か、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行日の前日に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける教職員（以下「同一本給表適用教職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員（同日においてその者に適用されていた改正前の別表第6に定める支給割合（以下「旧区分」という。）に対応する次に掲げる区分と同じ改正後の別表第6の1管理職手当区分表に定める区分を適用される教職員をいう。第三号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額

- イ 100分の25 I種
- ロ 100分の20 II種
- ハ 100分の16 III種
- ニ 100分の12 IV種
- ホ 100分の10 V種

二 同一本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員（旧区分に対応する前号に掲げる区分より低い区分に相当する改正後の別表第6の1管理職手当区分表に定める区分を適用される教職員をいう。第四号において同じ。） 同日に当該旧区分に対応する前号に掲げる区分より低い区分に相当する改正後の別表第6の1管理職手当区分表に定める区分に対応する前号に掲げる支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

三 同一本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

四 同一本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分に対応する第1号に掲げる区分より低い区分に相当する改正後の別表第6の1管理職手当区分表に定める区分に対応する第一号に掲げる支給割合を適用したとしたならば受けることとなる管理職手当の額

五 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をした教職員（施行日以後新たに本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額

六 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国等の職員であった者が人事交流等によ

り機構の教職員となった者その他特別の事情があると認められる教職員のうち、部内の他の教職員との均衡を考慮して前各号に準ずるものとして理事長が定める職員 前各号の規定に準じて理事長が定める額

- 3 前項第二号に掲げる教職員のうち、施行日において、職名（改正前の別表第6に定める職名をいう。）の異動がないものの経過措置基準額は、同号の規定にかかわらず、施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額とし、この場合における第1項の規定の適用にあつては、「改正後の第23条の規定による管理職手当の支給額」とあるのを「旧区分に対応する第2項第1号に掲げる区分が別表第6の1管理職手当区分表の同一の職名に対応する区分に掲げられているものとして改正後の第23条の規定を適用した場合の管理職手当の支給額」と読み替えるものとする。

#### **（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）**

**第3条** 平成20年3月31日までの間においては、第25条の2第1項第一号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第二号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

#### **（広域異動手当に関する経過措置）**

**第4条** 第25条の2の規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に教職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は教職員が在勤する勤務箇所が移転した場合についても準用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

#### **附 則（平成19年11月30日一部改正）**

##### **（施行期日）**

- 1 この規則は、改正の日から施行する。ただし、改正後の規則第24条及び別表第1から別表第4までの規定は、平成19年4月1日から適用する。

##### **（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）**

- 2 平成19年4月1日からこの規則の改正の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の規則の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員のうち、理事長が定める教職員の、改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給は、理事長の定めるところによる。

##### **（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）**

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の規則の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規則の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日

から改正後の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

**(平成19年12月に支給する勤勉手当に関する特例)**

- 4 平成19年12月に支給する勤勉手当の第35条第2項の規定の適用にあつては、第35条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」に、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

**(給与の内払)**

- 5 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

**附 則 (平成20年3月28日一部改正)**

この規則は、改正の日から施行する。

**附 則 (平成21年3月24日一部改正)**

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において教職員労働時間等規則第13条及び船員労働時間等規則第16条の規定に基づき短時間労働を行っている教職員は、第21条の2の規定にかかわらず、当該短時間労働の申し出に基づき承認された期間に限り、なお従前の例による。

**附 則 (平成21年6月1日一部改正)**

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

**(暫定措置)**

- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第34条第2項及び第35条第2項の適用については、第34条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第35条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

**附 則 (平成21年9月28日一部改正)**

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

**附 則 (平成21年11月30日一部改正)**

(施行期日)

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例)

2 平成21年12月に支給する期末手当に関する改正後の第34条第2項及び第35条第2項の適用については、第34条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、「100分の85」とあるのは「100分の80」と、第35条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」とする。

3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第34条第2項から第5項まで又は第21条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものからこれ以外の教職員（以下この項において「減額改定対象教職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象教職員であった者で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象教職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（第28条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の別に定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

本給表	職務の級	号給
一般職員本給表（一）	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職員本給表（二）	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育職員本給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで

海事職員本給表（一）	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から8号給まで
海事職員本給表（二）	1級	1号給から64号給まで
	2級	1号給から44号給まで
医療職員本給表（一）	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職員本給表（二）	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象教職員であった者（採用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

**（附則の改正（平成18年4月4日一部改正第10条 本給の切替えに伴う経過措置））**

4 附則（平成18年4月4日一部改正）第10条第1項中「本給月額に」とあるのは「本給月額（平成21年12月1日において附則（平成21年11月30日一部改正）第3項第一号に規定する減額改定対象教職員である者にあつては、当該本給月額に100分の99.76（指定職員本給表の適用を受ける教職員にあつては100分の99.68）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」とする。

**（附則の改正（平成19年3月31日一部改正第2条 平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置））**

5 附則（平成19年3月31日一部改正）第2条第2項第一号中「管理職手当の額」とあるのは「管理職手当の額（平成21年12月1日において減額改定対象教職員である者にあつては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額。以下この項において同じ。）」とする。

**附 則（平成22年3月30日一部改正）**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則（平成22年11月30日一部改正）**



(施行期日)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(55歳を超える教職員の本給月額減額支給等について)

2 当分の間、教職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であって、その号給がその職務の級における最低の号給でないもの及び指定職員本給表の適用を受ける者に限る。以下この項、次項及び附則（平成22年11月30日一部改正）第6項において「特定教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 本給月額 当該特定教職員の本給月額（当該特定教職員が第22条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額

二 管理職手当 当該特定教職員の管理職手当に100分の1.5を乗じて得た額。

二の二 専攻科長等手当 当該特定教職員の専攻科長等手当に100分の1.5を乗じて得た額

三 地域手当 当該特定教職員の本給月額、管理職手当及び専攻科長等手当に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

四 広域異動手当 当該特定教職員の本給月額、管理職手当及び専攻科長等手当に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

五 期末手当 それぞれその基準日（第34条第1項に定める「基準日」をいう。以下次号において同じ。）現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下次号において同じ。）において当該特定教職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第34条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る第34条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

六 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第35条第4項において準用する第34条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、

その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則(平成22年11月30日一部改正)第5項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第35条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額

七 第21条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第21条第1項 前各号に定める額

ロ 第21条第2項 第一号から第四号までに定める額

ハ 第21条第3項 第一号から第四号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ニ 第21条第4項 第一号から第三号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第21条第5項 第一号から第四号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ヘ 第21条第6項 第一号から第四号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職員本給表(一)	6級
教育職員本給表	4級
海事職員本給表(一)	6級
医療職員本給表(一)	6級
医療職員本給表(二)	6級

3 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

4 附則(平成22年11月30日一部改正)第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第8条に規定する労働1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額、管理職手当及び専攻科長等手当並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を、同条2項に規定する1か月の平均所定労働時間数で除した額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 附則(平成22年11月30日一部改正)第2項の規定が適用される間、第35条第

2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則（平成22年11月30日一部改正）第2項の規定により給与を減ぜられて支給される教職員の勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（別に定める特定管理教職員にあっては、100分の1.3125、指定職員本給表の適用を受ける者にあっては、100分の1.1625）を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。

- 6 特定教職員（指定職員本給表の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定教職員が第22条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。）に達しない場合の、附則（平成22年11月30日一部改正）第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、あらかじめ理事長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

#### （平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に関する読替え）

- 7 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する附則（平成22年11月30日一部改正）第2項の規定の適用については、同項中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

#### （平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例）

- 8 平成22年12月に支給する期末手当に関する改正後の第34条第2項、第35条第2項及び附則（平成22年11月30日一部改正）第5項の適用については、第34条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の75」と、第35条第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の75」と、附則（平成22年11月30日一部改正）第5項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の1.1625」とあるのは「100分の1.125」とする。

- 9 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第34条第2項から第5項まで、第21条第1項から第3項まで、同条第5項若しくは第6項又は附則（平成22年11月30日一部改正）第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの（附則（平成22年11月30日一部改

正) 第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、附則（平成18年4月4日一部改正）第10条の規定の適用を受けない教職員に限る。）からこれ以外の教職員（以下この項において「減額改定対象教職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象教職員であった者で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象教職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（第28条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の別に定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

本給表	職務の級	号給
一般職員本給表（一）	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
一般職員本給表（二）	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から64号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から20号給まで
教育職員本給表	1級	1号給から84号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から32号給まで
海事職員本給表（一）	1級	1号給から69号給まで
	2級	1号給から69号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から40号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から12号給まで
海事職員本給表（二）	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から84号給まで

	3級	1号給から72号給まで
	4級	1号給から60号給まで
	5級	1号給から48号給まで
	6級	1号給から32号給まで
医療職員本給表（一）	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から12号給まで
医療職員本給表（二）	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から8号給まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象教職員であった者（採用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

**（附則の改正（平成18年4月4日一部改正第10条 本給の切替えに伴う経過措置））**

10 附則（平成18年4月4日一部改正）第10条第1項中「本給月額に」とあるのは「本給月額に100分の99.83（平成21年12月1日において附則（平成21年11月30日一部改正）第3項第一号に規定する減額改定対象教職員である者にあつては、当該本給月額に100分の99.59、指定職員本給表の適用を受ける教職員にあつては当該本給月額に100分の99.44）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（附則（平成22年11月30日一部改正）第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」とする。

**（附則の改正（平成19年3月30日一部改正第2条 平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置））**

11 附則（平成19年3月30日一部改正）第2条第1項中「得た額」とあるのは「得た額（附則（平成22年11月30日一部改正）第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」と、同条第2項各号中「管理職手当の額」とあるのは「管理職手当の額に100分の99.83（平成21年12月1日において減額改定対象教職員である者にあつては、当該管理

職手当の額に100分の99.59)を乗じて得た額」とする。

#### 附 則 (平成23年3月30日一部改正)

##### (施行期日)

1 この規則は平成23年4月1日から施行する。

##### (平成23年4月1日における号給の調整)

- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職員本給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第18条1項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 施行日に在職する教職員で、施行日の前日において、教育職員本給表4級97号給を受けていた教職員の施行日における号給は、理事長が定めるところにより、調整をすることができる。

#### 附 則 (平成24年3月30日一部改正)

この規則は平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成24年4月27日一部改正)

##### (施行期日)

1 この規則は平成24年5月1日から施行する。ただし、附則(平成24年4月27日一部改正)第3項については平成24年4月1日から適用する。

##### (附則の改正(平成18年4月4日一部改正第10条 本給の切替えに伴う経過措置))

2 附則(平成18年4月4日一部改正)第10条第1項中「本給月額に」とあるのは「本給月額に100分の99.34(平成21年12月1日において附則(平成21年11月30日一部改正)第3項第一号に規定する減額改定対象教職員である者にあつては、当該本給月額に100分の99.1、指定職員本給表の適用を受ける教職員にあつては当該本給月額に100分の98.94)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)」とする。

**(平成24年4月1日における号給の調整)**

- 3 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第18条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（当該教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

**附 則（平成24年6月25日一部改正）**

**(施行期日)**

- 1 この規則は平成24年7月1日から施行する。

**(平成26年3月31日までの間における給与の減額について)**

- 2 施行日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、教職員に対する本給月額（附則（平成18年4月4日一部改正）第10条の規定による本給を含み、当該教職員が第22条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた本給月額（附則（平成18年4月4日一部改正）第10条の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額に、当該教職員に適用される以下の表の本給表欄に掲げる本給表及び職務の級又は号給欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の割合欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級又は号給	割合
一般職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職員本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職員本給表	1級	100分の4.77
	2級及び3級	100分の7.77
	4级以上	100分の9.77
海事職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6级以上	100分の9.77
海事職員本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
医療職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77

	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職員本給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職員本給表	全ての号給	100分の9.77

3 特例期間においては、教職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 管理職手当 当該教職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該教職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 広域異動手当 当該教職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 四 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 五 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 六 第21条第1項から第6項までの規定により支給される給与 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 第21条第1項及び第2項 前項及び前各号に定める額
  - ロ 第21条第3項 前項及び第二号から第四号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ハ 第21条第4項 前項並びに第二号及び第三号に定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ニ 第21条第5項 前項及び第二号から第四号までに定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ホ 第21条第6項 前項及び第二号から第四号までに定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 特例期間においては、第22条、第30条、第30条の2、第30条の3及び第31条に規定する労働1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から次の各号に掲げる額を減じた額とする。

- 一 本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を1か月の平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額
- 二 管理職手当の月額を1か月の平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10



を乗じて得た額に相当する額

**附 則（平成25年3月29日一部改正）**

**（施行期日）**

- 1 この規則は平成25年4月1日から施行する。

**（平成25年4月1日における号給の調整）**

- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第18条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

**附 則（平成26年3月31日一部改正）**

この規則は平成26年4月1日から施行する。

**附 則（平成26年6月26日一部改正）**

**（施行期日）**

- 1 この規則は改正日から施行する。

**（附則の改正（平成18年4月4日一部改正第10条 本給の切替えに伴う経過措置））**

- 2 附則（平成18年4月4日一部改正）第10条第1項中「には」とあるのは「には、平成27年3月31日までの間」とする。

**（平成26年10月1日における号給の調整）**

- 3 平成26年4月1日において45歳に満たない教職員のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第18条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の調整日（次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。）における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

一 次号以外の教職員 平成26年10月1日

二 採用の事情等を考慮して別に定める教職員 別に定める日

**附 則（平成26年12月18日一部改正）**

この規則は平成27年1月1日から施行する。

**附 則（平成26年12月24日一部改正）**

**(施行期日)**

- 1 この規則は平成27年1月1日から施行する。ただし、改正後の第27条第2項及び別表第1から別表第4までの規定については平成26年4月1日から、改正後の第35条第2項の規定については平成26年12月1日から適用する。

**(平成27年1月1日の昇給の号給数に関する特例)**

- 2 平成27年1月1日における第18条第2項及び同条第4項の規定の適用については、これらの規定中の次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第18条第4項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給

**(附則の改正(平成22年11月30日一部改正第5項 55歳を超える教職員の本給月額額の減額支給等について))**

- 3 附則(平成22年11月30日一部改正)第5項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

100分の1.0125	100分の1.125
100分の1.3125	100分の1.425
100分の1.1625	100分の1.275

**(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例)**

- 4 改正後の第35条第2項及び前項にかかわらず、平成26年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第35条第2項及び附則(平成22年11月30日一部改正)第5項の規定の適用については、これらの規定中の次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第35条第2項	100分の75	100分の82.5
	100分の95	100分の102.5
	100分の85	100分の92.5
附則(平成22年11月30日一部改正)第5項	100分の1.0125	100分の1.2375
	100分の1.3125	100分の1.5375
	100分の1.1625	100分の1.3875

## 附 則（平成 27 年 3 月 26 日一部改正）

### （施行期日）

第 1 条 この規則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 7（2）及び（3）については平成 30 年 4 月 1 日から施行するものとし、別表第 7（2）の支給地域欄に掲げる地域に在勤する教職員に対する地域手当の支給にあつては、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正前の別表第 7 に基づく次の表によるものとする。

都道府県	支給地域	支給割合
宮城県	仙台市	100分の6
茨城県	ひたちなか市	100分の6
栃木県	小山市	100分の3
群馬県	前橋市	100分の3
富山県	富山市	100分の3
長野県	長野市	100分の3
静岡県	沼津市	100分の6
奈良県	大和郡山市	100分の10
山口県	周南市	100分の3
福岡県	北九州市	100分の3

（附則の改正（平成 22 年 1 月 30 日一部改正第 2 項 55 歳を超える教職員の本給月額  
の減額支給等について））

第 2 条 附則（平成 22 年 1 月 30 日一部改正）第 2 項中「当分の間」とあるのは「平成 30 年 3 月 31 日までの間」とする。

### （本給の切替えに伴う経過措置）

第 3 条 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（別に定める教職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則（平成 22 年 1 月 30 日一部改正）第 2 項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定教職員」という。）にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定教職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定教職員となった場合にあつては、特定教職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を本給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認

められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

- 3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

**第4条** 前条の規定による本給を支給される教職員に関する第34条第4項（給与規則第35条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第34条第4項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則（平成27年3月26日一部改正）第3条の規定による本給の額との合計額」とする。

**（地域手当に関する特例）**

**第5条** 切替日から平成30年3月31日までの間における別表第7（1）の規定の適用については、同表中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

100分の14	100分の14を超えない範囲内で別に定める割合
100分の13.5	100分の13.5を超えない範囲内で別に定める割合
100分の11	100分の11を超えない範囲内で別に定める割合
100分の4.5	100分の4.5を超えない範囲内で別に定める割合
100分の1.5	100分の1.5を超えない範囲内で別に定める割合

**第6条** 切替日において、現に第25条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受けている教職員又は切替日の前日において同条第2項の適用を受けている教職員で切替日にその在勤する勤務箇所を異にして異動した教職員又は切替日に在勤する勤務箇所が移転した教職員に関する同条第3項の規定の適用については、同項中「当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは勤務箇所に係る地域手当の支給割合」とあるのは「当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは勤務箇所に係る改正前の地域手当の支給割合」とする。

- 2 前項の規定は、現に同条第4項の適用を受けている教職員又は国等の職員であった者から切替日に人事交流等により引き続き機構の教職員となった者で切替日の前日において地域手当に相当する手当の支給を受けていた教職員について準用する。

**（広域異動手当に関する経過措置）**

**第7条** 切替日前に教職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規則第25条の2第1項の規定の適用については、同項第一号中「100分の8」とあるのは「100分の6」と、同項第二号中「100分の4」とあるのは「100分の3」とする。

(単身赴任手当の月額に関する特例)

第8条 切替日から平成30年3月31日までの間における給与規則第28条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」とする。

附 則 (平成28年2月3日一部改正)

(施行期日)

1 この規則は平成28年2月3日から施行する。ただし、改正後の別表第1から別表第5までの規定については平成27年4月1日から、改正後の第35条第2項の規定については平成27年12月1日から適用する。

(附則の改正(平成22年11月30日一部改正第5項 55歳を超える教職員の本給月額の減額支給等について))

2 附則(平成22年11月30日一部改正)第5項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

100分の1.0125	100分の1.2
100分の1.3125	100分の1.5
100分の1.1625	100分の1.3125

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

3 改正後の第35条第2項及び前項にかかわらず、平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第35条第2項及び附則(平成22年11月30日一部改正)第5項の規定の適用については、これらの規定中の次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第35条第2項	100分の80	100分の85
	100分の100	100分の105
	100分の87.5	100分の90
附則(平成22年11月30日一部改正)第5項	100分の1.0125	100分の1.275
	100分の1.3125	100分の1.575
	100分の1.1625	100分の1.35

附 則 (平成28年4月26日一部改正)

(施行期日)

1 この規則は平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(附則の改正(平成27年3月26日一部改正第5条 地域手当に関する特例))

- 2 附則(平成27年3月26日一部改正)第5条中「平成30年3月31日までの間」とあるのは「平成28年3月31日までの間」とする。

(附則の改正(平成27年3月26日一部改正第8条 単身赴任手当の月額に関する特例))

- 3 附則(平成27年3月26日一部改正)第8条中「平成30年3月31日までの間」とあるのは「平成28年3月31日までの間」とする。

附 則(平成29年1月31日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規則は平成29年1月31日から施行する。ただし、改正後の別表第1から別表第4まで及び別表第6の2の規定については平成28年4月1日から、改正後の第35条第2項の規定については平成28年12月1日から適用する。

(附則の改正(平成22年11月30日一部改正第5項 55歳を超える教職員の本給月額の減額支給等について))

- 2 附則(平成22年11月30日一部改正)第5項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

100分の1.0125	100分の1.275
100分の1.3125	100分の1.575
100分の1.1625	100分の1.3875

(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 3 改正後の第35条第2項及び前項にかかわらず、平成28年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第35条第2項及び附則(平成22年11月30日一部改正)第5項の規定の適用については、これらの規定中の次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第35条第2項	100分の85	100分の90
	100分の105	100分の110
	100分の92.5	100分の97.5
附則(平成22年11月30日一部改正)第5項	100分の1.0125	100分の1.35
	100分の1.3125	100分の1.65
	100分の1.1625	100分の1.4625

附 則(平成30年1月31日一部改正)

**(施行期日)**

- 1 この規則は平成30年2月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1から別表第5までの規定については平成29年4月1日から、改正後の第35条第2項の規定については平成29年12月1日から適用し、改正後の第24条第2項から第6項の規定については平成30年4月1日から施行するものとし、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

**(扶養手当に関する特例)**

- 2 改正後の第24条第2項及び第4項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間、扶養手当の支給については、次の表のとおり取り扱う。

扶養親族	対象となる教職員	月額		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 2 4 条第 3 項第一号に該当する扶養親族	ア イ以外の教職員	10,000 円	6,500 円	6,500 円
	イ 一般職員本給表(一)八級職員等及び一般職員本給表(一)九級以上の職員			3,500 円
第 2 4 条第 3 項第二号に該当する扶養親族	全ての教職員	8,000 円(教職員に配偶者が ない場合にあ っては、その うち1人につ いては 10,000 円)	10,000 円	10,000 円
第 2 4 条第 3 項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族	ア イ以外の教職員	6,500 円(教職員に配偶者及 び子がない場 合にあつては、 そのうち1人 については 9,000 円)	6,500 円	6,500 円
	イ 一般職員本給表(一)八級職員等及び一般職員本給表(一)九級以上の職員			3,500 円

(平成 2 9 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 3 改正後の第 3 5 条第 2 項にかかわらず、平成 2 9 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 3 5 条第 2 項及び附則(平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日一部改正)第 5 項の規定の適用については、これらの規定中の次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 3 5 条第 2 項	1 0 0 分の 9 0	1 0 0 分の 9 5
	1 0 0 分の 1 1 0	1 0 0 分の 1 1 5



	100分の95	100分の97.5
附則(平成22年11月30日一部改正)第5項	100分の1.0125	100分の1.425
	100分の1.3125	100分の1.725
	100分の1.1625	100分の1.4625

**(平成30年4月1日における号給の調整)**

- 4 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員のうち、当該教職員の平成27年1月1日の第18条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

**附 則 (平成31年2月28日一部改正)**

**(施行期日)**

- 1 この規則は平成31年3月1日から施行する。ただし、改正後の第29条第2項及び別表第1から別表第4までの規定については平成30年4月1日から、改正後の第35条第2項の規定については平成30年12月1日から適用する。

**(平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例)**

- 2 改正後の第35条第2項の規定にかかわらず、平成30年12月に支給する勤勉手当に関する同項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
100分の92.5	100分の95
100分の112.5	100分の115
100分の97.5	100分の100

**附 則 (令和2年2月27日一部改正)**

**(施行期日)**

- 1 この規則は令和2年3月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1から別表第4までの規定については平成31年4月1日から、改正後の第26条、第34条、第34条の2及び第35条第1項の規定については令和2年4月1日から、改正後の第35条第2項の規定については令和元年12月1日から適用する。

**(住居手当に関する経過措置)**

- 2 改正後の第26条の規定の施行日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において改正前の第26条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、一部

施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める教職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第26条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額 第二号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 改正後の第26条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員
- 二 旧手当額から改正後の第26条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

#### （令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 3 改正後の第35条第2項の規定にかかわらず、令和元年12月に支給する勤勉手当に関する同項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
100分の95	100分の97.5
100分の115	100分の117.5
100分の100	100分の102.5

#### 附 則（令和2年11月27日一部改正）

##### （施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

##### （令和2年12月に支給する期末手当に関する特例）

- 2 改正後の第34条第2項の規定にかかわらず、令和2年12月に支給する期末手当に関する同項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
100分の127.5	100分の125
100分の107.5	100分の105
100分の67.5	100分の65

#### 附 則（令和3年4月28日一部改正）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

**附 則（令和4年5月31日一部改正）**

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

**附 則（令和4年12月26日一部改正）**

**（施行期日）**

- 1 この規則は令和5年1月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1から別表第4までの規定については令和4年4月1日から、改正後の第35条第2項の規定については令和4年12月1日から適用する。

**（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例）**

- 2 改正後の第35条第2項の規定にかかわらず、令和4年12月に支給する勤勉手当に関する同項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
100分の100	100分の105
100分の120	100分の125
100分の102.5	100分の105

**附 則（令和5年3月28日一部改正）**

**（施行期日）**

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

**（60歳等に達した教職員の給与）**

- 2 当分の間、教職員（校長を除く。）の本給月額は、当該教職員が60歳（教員（教員である船員を含む。）にあっては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（第4項において「特定日」という。）以後、当該教職員に適用される本給表及び級号給による本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

**（適用除外）**

- 3 前項の規定は、期間を定めて雇用する常勤の教職員の範囲に関する規則（機構規則第74号）の適用を受ける教職員には適用しない。

**(管理監督職勤務上限年齢による降任等をした教職員の特例)**

- 4 教職員就業規則第13条の3又は船員就業規則第13条の3の規定により、降任された教職員であって、当該降任された日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員のうち、特定日に第2項の規定により当該教職員の受ける本給月額（以下この項において「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる教職員には、当分の間、特定日以後、第2項の規定により当該教職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 5 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される教職員の受ける本給月額との合計額が当該教職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における前項の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該教職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該教職員の受ける本給月額」とする。

**附 則（令和5年12月25日一部改正）**

**(施行期日)**

- 1 この規則は令和5年12月25日から施行する。ただし、改正後の別表第1から別表第5までの規定については令和5年4月1日から、改正後の第34条第2項及び第35条第2項の規定については令和5年12月1日から適用する。

**(令和5年12月に支給する期末手当に関する特例)**

- 2 改正後の第34条第2項の規定にかかわらず、令和5年12月に支給する期末手当に関する同項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
100分の122.5	100分の125
100分の102.5	100分の105
100分の65	100分の67.5

**(令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例)**

- 3 改正後の第35条第2項の規定にかかわらず、令和5年12月に支給する勤勉手当に関する同項の規定の適用については、同項中の次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
100分の102.5	100分の105
100分の122.5	100分の125
100分の105	100分の107.5

**(60歳等に達した教職員の管理職手当に関する特例)**

- 4 当分の間、第23条第2項の規定にかかわらず、附則(令和5年3月28日一部改正)第2項の規定の適用を受ける教職員に対して支給する管理職手当に関する同項の規定の適用については、当該教職員に適用される管理職手当の月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

**(60歳等に達した教職員の管理職員特別勤務手当に関する特例)**

- 5 当分の間、第33条第2項の規定にかかわらず、附則(令和5年3月28日一部改正)第2項の規定の適用を受ける教職員に対して支給する管理職員特別勤務手当に関する同項の規定の適用については、当該教職員に適用される管理職員特別勤務手当の額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

## 別表第1

## イ 一般職員本給表 (一)

職員 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	

26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		

57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		



89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								

120	303,700								
121	304,100								
122	304,300								
123	304,600								
124	304,900								
125	305,200								

備考 (一) この表は、他の本給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(二) 2級1号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、別に定めるものの本給月額が、この表にかかわらず、200,700円とする。

ロ 一般職員本給表（二）

職員 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800

29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500

60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	

91	227,700	261,400	295,500	319,200
92	228,000	261,600	295,800	319,500
93	228,200	261,900	296,200	319,700
94	228,500	262,200	296,700	320,000
95	228,800	262,500	297,200	320,300
96	229,100	262,700	297,700	320,500
97	229,300	262,900	298,000	320,700
98	229,600	263,200	298,400	321,000
99	229,800	263,400	298,900	321,300
100	230,100	263,700	299,400	321,500
101	230,400	264,000	299,800	321,700
102	230,600	264,200	300,200	
103	230,900	264,500	300,500	
104	231,200	264,800	300,800	
105	231,500	265,000	301,100	
106	232,000	265,200	301,500	
107	232,300	265,500	301,900	
108	232,600	265,700	302,300	
109	232,800	266,000	302,600	
110	233,200	266,300	303,000	
111	233,600	266,600	303,400	
112	233,900	266,800	303,700	
113	234,100	267,000	303,900	
114	234,600	267,300	304,200	
115	235,100	267,500	304,500	
116	235,600	267,700	304,700	
117	235,900	268,000	304,900	
118	236,300	268,300	305,200	
119	236,700	268,600	305,500	
120	237,000	268,900	305,700	
121	237,400	269,100	305,900	

122		269,300	306,200	
123		269,600	306,500	
124		269,900	306,700	
125		270,100	306,900	
126		270,300	307,200	
127		270,600	307,500	
128		270,900	307,700	
129		271,100	307,900	
130		271,300	308,200	
131		271,600	308,500	
132		271,900	308,700	
133		272,100	308,900	
134		272,300		
135		272,600		
136		272,900		
137		273,100		

備考 この表は、自動車運転手、用務員その他の労務に従事する職員に適用する。

別表第2  
教育職員本給表

職員 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	201,700	234,600	290,700	355,900	479,000
2	204,200	236,700	293,300	358,800	481,100
3	206,900	238,600	295,700	361,500	483,100
4	209,500	240,500	298,000	364,600	485,100
5	212,300	242,400	300,300	367,400	487,000
6	215,100	244,100	302,600	369,200	488,900
7	217,900	245,700	304,900	371,400	490,800
8	220,700	247,300	307,100	373,900	492,700
9	223,500	249,300	309,200	375,600	494,700
10	226,000	251,600	311,700	377,600	496,700
11	228,600	253,900	314,100	379,600	498,600
12	230,900	255,900	316,500	381,400	500,500
13	233,100	257,900	318,700	383,200	502,200
14	234,700	260,200	320,700	385,100	504,000
15	236,400	262,400	322,700	386,700	505,800
16	237,900	264,600	324,400	388,300	507,600
17	239,600	266,700	326,600	390,000	509,300
18	240,900	269,500	328,800	392,200	511,000
19	242,100	272,300	331,000	394,400	512,800
20	243,300	275,000	333,200	396,500	514,600
21	245,000	277,600	335,100	398,600	516,200
22	246,800	280,200	337,600	401,000	517,800
23	248,600	282,700	339,900	403,400	519,400
24	250,300	285,100	342,700	405,700	520,900
25	251,900	287,500	345,100	408,000	522,400
26	253,700	290,000	347,400	410,300	523,800



27	255,600	292,400	350,000	412,600	525,200
28	257,400	294,900	352,600	414,900	526,500
29	259,000	297,300	354,900	416,700	527,600
30	260,600	299,400	357,200	419,100	528,600
31	262,200	301,400	359,400	421,400	529,600
32	263,800	303,400	361,600	423,600	530,600
33	265,400	305,200	363,800	425,200	531,400
34	267,000	307,300	365,500	427,500	532,200
35	268,500	309,400	366,900	429,700	533,100
36	269,800	311,300	368,300	432,000	534,000
37	270,800	313,100	370,000	434,000	534,800
38	272,200	314,700	372,100	436,200	535,700
39	273,600	316,200	374,100	438,400	536,300
40	275,000	317,600	376,100	440,600	536,800
41	276,300	318,800	378,100	442,900	537,400
42	277,400	320,700	380,000	445,100	538,100
43	278,300	322,300	381,800	447,400	538,800
44	279,100	324,300	383,600	449,700	539,300
45	280,000	326,000	385,100	451,800	539,800
46	280,800	327,900	386,800	453,800	540,500
47	281,400	330,000	388,600	455,900	541,100
48	282,100	332,000	390,500	458,000	541,700
49	282,800	334,000	391,400	460,100	542,200
50	283,300	336,100	393,100	462,200	
51	283,700	338,100	394,700	464,300	
52	284,200	340,100	396,300	466,400	
53	284,700	342,100	397,300	468,200	
54	285,200	343,300	398,900	469,800	
55	285,700	344,500	400,400	471,500	
56	286,200	345,700	402,100	473,100	
57	286,700	347,100	403,400	474,500	

58	287,600	348,900	405,000	475,600
59	288,500	350,600	406,600	476,700
60	289,500	352,300	408,100	477,800
61	290,400	353,900	409,300	478,900
62	291,600	355,600	410,900	480,000
63	292,600	357,200	412,400	481,100
64	293,600	358,800	413,900	482,200
65	294,500	360,500	415,300	483,200
66	295,400	362,200	416,200	484,300
67	296,300	363,900	417,100	485,300
68	297,300	365,400	418,000	486,400
69	298,000	366,900	418,900	487,300
70	298,700	368,600	419,900	488,300
71	299,400	370,200	420,900	489,300
72	300,100	371,800	421,700	490,300
73	300,800	373,100	422,400	491,200
74	301,700	374,700	423,200	492,200
75	302,600	376,100	424,100	493,200
76	303,400	377,700	425,000	494,200
77	304,100	379,300	426,000	495,100
78	304,900	381,000	427,000	495,900
79	305,700	382,500	427,900	496,800
80	306,500	384,100	428,800	497,700
81	307,200	385,500	429,500	498,500
82	308,000	386,900	430,400	499,300
83	308,800	388,400	431,300	500,100
84	309,600	389,900	432,100	500,900
85	310,000	390,900	433,000	501,400
86	310,700	392,200	433,800	502,000
87	311,400	393,600	434,600	502,800
88	312,300	394,900	435,500	503,600

89	313,200	396,100	436,200	504,300
90	314,000	397,200	436,700	505,100
91	314,700	398,200	437,300	505,700
92	315,400	399,300	437,700	506,100
93	316,000	400,100	438,200	506,600
94	316,700	401,200	438,700	507,200
95	317,300	402,300	439,100	507,700
96	317,900	403,200	439,500	508,200
97	318,300	404,100	439,700	508,600
98	318,700	405,000	440,100	509,000
99	319,100	405,900	440,400	509,400
100	319,400	406,800	440,700	509,800
101	319,700	407,600	441,000	510,200
102	320,000	408,600	441,300	510,600
103	320,300	409,600	441,600	511,000
104	320,600	410,600	441,900	511,400
105	321,100	411,200	442,100	511,800
106	321,500	411,900	442,400	
107	322,000	412,600	442,700	
108	322,400	413,200	442,900	
109	322,800	413,700	443,100	
110	323,300	414,100	443,400	
111	323,700	414,400	443,700	
112	324,200	414,700	443,900	
113	324,500	414,900	444,100	
114	325,000	415,200		
115	325,400	415,500		
116	325,800	415,800		
117	326,100	416,000		
118	326,500	416,300		
119	327,000	416,600		
120	327,500	416,800		

121	327,700	417,000		
122	328,100	417,300		
123	328,600	417,600		
124	328,900	417,800		
125	329,100	418,000		
126	329,400			
127	329,900			
128	330,400			
129	330,600			
130	331,000			
131	331,500			
132	331,900			
133	332,100			
134	332,500			
135	333,000			
136	333,200			
137	333,500			
138	333,900			
139	334,300			
140	334,700			
141	335,200			

備考 この表は、校長（指定職員本給表の適用を受ける者を除く。）並びに教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教及び助手に適用（海事職員本給表の適用を受ける者を除く。）する。

## 別表第3

## イ 海事職員本給表 (一)

職員 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	193,900	246,100	287,500	332,200	365,600	420,700	490,400
2	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700	423,000	492,200
3	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800	425,300	494,000
4	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900	427,500	495,800
5	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500	429,700	497,500
6	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300	432,000	498,900
7	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100	434,300	500,300
8	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900	436,500	501,600
9	213,800	260,900	297,700	345,400	384,500	438,200	502,800
10	216,200	262,700	299,800	347,100	386,900	440,300	504,100
11	218,600	264,400	301,900	349,100	389,200	442,400	505,400
12	221,200	265,900	303,900	351,100	391,400	444,400	506,700
13	223,600	267,500	306,000	352,600	393,800	446,100	508,000
14	226,100	269,300	308,400	354,600	396,500	448,300	509,100
15	228,800	271,000	310,600	356,700	399,100	450,400	510,200
16	231,300	272,700	312,800	358,800	401,600	452,600	511,200
17	233,600	274,200	315,000	360,800	404,100	454,700	512,200
18	235,800	275,700	317,200	363,000	406,100	456,900	513,300
19	238,000	277,300	319,300	365,100	407,800	459,100	514,500
20	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400	461,300	515,500
21	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900	463,300	516,500
22	243,600	281,100	323,900	371,200	412,500	465,100	517,400
23	245,100	282,200	324,700	372,600	414,300	466,800	518,300
24	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100	468,400	519,100
25	247,900	284,200	326,500	375,900	417,600	469,800	519,800
26	248,900	285,600	327,600	378,200	419,100	471,000	520,400

27	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700	472,200	521,000
28	250,700	288,000	329,800	382,600	422,200	473,300	521,600
29	252,000	289,100	330,800	384,300	423,200	474,300	522,200
30	252,600	290,300	332,000	386,200	424,800	475,300	
31	253,400	291,600	333,400	388,100	426,300	476,300	
32	254,200	292,600	334,800	389,900	427,900	477,300	
33	255,300	293,300	336,000	391,600	429,400	477,600	
34	256,100	294,700	337,100	393,100	430,700	478,600	
35	256,900	295,700	338,100	394,700	431,900	479,500	
36	257,500	296,800	339,500	396,400	433,100	480,400	
37	258,000	297,600	340,900	397,900	434,100	481,300	
38	258,400	298,300	341,900	399,200	435,100	482,200	
39	258,900	299,000	343,000	400,600	436,000	483,100	
40	259,400	299,700	344,100	401,900	436,900	484,000	
41	259,900	300,300	344,900	402,400	437,300	484,800	
42	260,300	300,800	345,900	403,700	437,900	485,500	
43	260,700	301,300	347,000	404,900	438,500	486,200	
44	261,100	301,800	348,100	406,200	439,200	486,900	
45	261,700	302,300	349,200	407,600	439,700	487,400	
46	262,300	303,000	350,400	409,000	440,000	488,000	
47	262,800	303,900	351,600	410,300	440,500	488,600	
48	263,200	304,800	352,800	411,600	441,000	489,200	
49	263,600	305,800	353,600	412,800	441,300	489,500	
50	263,900	306,700	354,800	413,700	441,900	490,100	
51	264,200	307,500	356,100	414,600	442,500	490,800	
52	264,400	308,300	357,400	415,300	443,100	491,300	
53	264,600	309,000	358,700	415,500	443,700	491,800	
54	264,900	309,700	360,000	415,900	444,400	492,500	
55	265,200	310,400	361,300	416,300	445,000	492,800	
56	265,400	311,100	362,400	416,800	445,600	493,400	
57	265,600	311,900	363,000	417,100	445,900	493,900	

58	265,900	312,800	364,200	417,300	446,600
59	266,200	313,600	365,300	417,700	447,300
60	266,400	314,200	366,600	418,100	448,000
61	266,600	314,700	367,700	418,400	448,400
62	266,900	315,100	368,300	418,900	448,700
63	267,200	315,500	368,800	419,500	449,000
64	267,400	315,900	369,300	420,000	449,300
65	267,600	316,200	369,600	420,600	449,500
66	267,800	316,700	370,000	421,200	449,800
67	268,000	317,200	370,400	421,700	450,100
68	268,300	317,700	370,800	422,200	450,400
69	268,600	318,300	371,000	422,800	450,600
70			371,300	423,300	450,900
71			371,700	423,900	451,200
72			372,000	424,500	451,400
73			372,400	425,000	451,600
74			372,600	425,600	
75			373,000	426,100	
76			373,300	426,700	
77			373,600	427,200	
78			374,100	427,800	
79			374,600	428,500	
80			375,000	429,100	
81			375,400	429,400	
82			375,800	430,000	
83			376,300	430,600	
84			376,800	431,200	
85			377,200	431,600	
86			377,700	432,100	
87			378,100	432,800	
88			378,500	433,500	

89			379,000	433,700		
90			379,500			
91			380,000			
92			380,500			
93			380,800			
94			381,200			
95			381,700			
96			382,100			
97			382,600			
98			382,900			
99			383,400			
100			383,800			
101			384,400			

備考 この表は、船舶に乗り込む船長、航海士、機関長、機関士に適用する。



ロ 海事職員本給表（二）

職員 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	166,600	213,500	248,700	278,400	307,700	331,600
2	167,800	215,900	249,900	279,600	308,500	333,200
3	169,000	218,300	250,900	280,900	309,400	334,500
4	170,100	220,700	251,500	282,200	310,200	335,800
5	171,200	222,900	252,100	283,600	310,900	336,800
6	172,600	224,700	253,700	285,400	312,000	338,000
7	174,000	226,700	255,300	287,100	313,000	339,200
8	175,400	228,600	256,500	288,300	314,000	340,300
9	176,600	230,300	257,900	289,200	315,000	341,600
10	178,200	231,800	259,100	290,600	316,000	342,700
11	180,000	233,300	260,300	292,000	317,000	344,100
12	181,700	234,700	261,500	293,200	318,000	345,300
13	183,100	236,000	262,900	294,200	318,700	346,600
14	184,600	237,000	264,500	295,200	319,600	347,900
15	186,300	237,800	266,100	296,200	320,300	349,100
16	187,900	238,500	267,400	297,200	321,100	350,400
17	189,400	239,000	268,800	298,100	321,800	351,600
18	191,100	240,300	270,600	299,200	322,400	352,600
19	192,900	241,500	272,500	300,300	322,900	353,500
20	194,600	242,500	273,900	301,400	323,400	354,400
21	196,200	243,300	275,200	302,400	323,900	355,300
22	198,200	244,300	276,200	303,600	324,400	356,800
23	200,100	245,200	277,400	304,900	324,800	358,300
24	202,000	246,100	278,600	306,200	325,200	359,600
25	203,700	247,200	280,100	307,200	325,600	360,600
26	205,300	248,300	281,200	308,400	326,100	362,000
27	207,200	249,400	282,400	309,500	326,600	363,300

28	209,000	250,500	283,500	310,700	327,100	364,500
29	210,500	251,500	284,400	311,600	327,600	365,800
30	212,400	252,900	285,900	312,300	328,100	367,100
31	214,500	254,200	287,300	313,200	328,600	368,400
32	216,400	255,400	288,500	314,000	329,100	369,800
33	218,200	256,100	289,800	314,700	329,700	370,700
34	219,500	256,700	291,100	315,200	330,200	371,700
35	221,100	257,200	292,400	315,700	330,600	372,700
36	222,300	257,700	293,700	316,200	331,000	373,700
37	223,400	258,200	294,900	316,800	331,300	374,600
38	225,000	258,900	296,100	317,500	331,700	375,600
39	226,400	259,600	297,100	318,200	332,100	376,600
40	227,700	260,300	298,200	318,900	332,500	377,500
41	229,100	260,900	299,600	319,400	332,900	378,400
42	230,300	262,000	300,600	319,900	333,600	379,400
43	231,400	263,100	301,700	320,500	334,200	380,300
44	232,600	264,100	302,800	321,200	334,800	381,200
45	233,800	264,900	303,800	322,000	335,400	382,100
46	234,800	266,100	304,700	322,400	336,100	382,900
47	235,800	267,300	305,500	322,800	336,800	383,800
48	236,800	268,300	306,300	323,200	337,500	384,600
49	238,200	269,100	307,100	323,500	338,000	385,400
50	239,300	270,400	307,900	323,900	338,400	386,400
51	240,200	271,700	308,600	324,200	338,800	387,200
52	241,100	273,000	309,500	324,500	339,200	387,900
53	242,200	273,800	310,400	324,800	339,500	388,700
54	243,100	274,900	311,200	325,400	339,900	389,500
55	244,000	275,900	312,000	326,000	340,500	390,200
56	244,900	276,800	312,800	326,500	341,100	390,900
57	245,700	277,500	313,500	326,800	341,400	391,800
58	246,500	278,500	314,200	327,200	341,900	392,600

59	247,300	279,300	314,800	327,700	342,400	393,400
60	248,100	280,100	315,400	328,200	342,800	394,100
61	248,900	280,900	316,000	328,700	343,000	394,600
62	249,700	281,700	316,600	329,100	343,400	395,300
63	250,600	282,500	317,200	329,600	343,700	395,900
64	251,400	283,400	317,700	329,800	344,100	396,600
65	251,900	284,300	318,200	330,000	344,300	397,200
66	252,700	285,200	319,000	330,300	344,700	397,700
67	253,400	286,000	319,600	330,900	345,100	398,100
68	254,100	286,800	320,200	331,400	345,500	398,500
69	254,800	287,600	320,900	331,700	345,900	399,200
70	255,300	288,200	321,500	332,000	346,300	
71	255,800	288,700	322,000	332,300	346,600	
72	256,300	289,300	322,600	332,500	347,100	
73	256,700	289,800	322,800	332,700	347,600	
74	257,000	290,300	323,200	332,900	348,100	
75	257,300	290,800	323,500	333,100	348,600	
76	257,500	291,100	323,800	333,300	348,800	
77	257,700	291,300	324,100	333,700	349,100	
78	258,000	291,600	324,400	333,900	349,500	
79	258,300	291,900	325,000	334,200	349,900	
80	258,500	292,100	325,500	334,500	350,300	
81	258,700	292,400	326,100	334,800	350,700	
82	259,000	293,000	326,500	335,100	351,000	
83	259,200	293,300	326,800	335,400	351,400	
84	259,400	293,600	327,000	335,700	351,700	
85	259,700	293,900	327,200	336,000	352,100	
86		294,200	327,500	336,300	352,500	
87		294,500	327,700	336,600	352,900	
88		294,700	327,900	336,900	353,300	
89		294,900	328,200	337,100	353,700	

90		295,100	328,500	337,400	
91		295,400	328,700	337,700	
92		295,700	329,000	338,100	
93		295,900	329,200	338,500	
94		296,200	329,400	338,700	
95		296,500	329,700	339,000	
96		296,700	330,000	339,200	
97		296,900	330,200	339,500	
98		297,100	330,500	339,800	
99		297,300	330,700	340,100	
100		297,600	331,000	340,400	
101		297,900	331,200	340,600	
102		298,200	331,400	340,900	
103		298,400	331,600	341,200	
104		298,600	331,800	341,500	
105		298,900	332,200	341,700	
106			332,400	342,100	
107			332,600	342,300	
108			332,900	342,500	
109			333,200	342,800	
110			333,400		
111			333,700		
112			334,000		
113			334,200		

備考 この表は、船舶に乗り込む職員（海事職員本給表（一）の適用を受ける者を除く。）

## 別表第4

## イ 医療職員本給表 (一)

職員 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600

27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		

58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		290,700	326,500	347,300		
87		290,900	326,700	347,600		
88		291,100	327,000	347,900		

89	291,500	327,400	348,300			
90	291,700	327,800	348,600			
91	291,900	328,200	349,000			
92	292,100	328,600	349,300			
93	292,500	328,900	349,700			
94	292,700	329,100	350,000			
95	292,900	329,500	350,300			
96	293,200	329,800	350,600			
97	293,500	330,000	350,900			
98	293,700	330,300	351,300			
99	293,900	330,600	351,700			
100	294,200	330,900	352,100			
101	294,500	331,100	352,600			
102	294,700	331,400	353,000			
103	294,900	331,800	353,400			
104	295,200	332,000	353,800			
105	295,500	332,200	354,300			
106		332,400				
107		332,800				
108		333,000				
109		333,200				
110		333,600				
111		334,000				
112		334,400				
113		334,600				

備考 この表は、栄養士に適用する。



ロ 医療職員本給表（二）

職員 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400

28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	

59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	

90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				
115	295,300	326,300	359,200				
116	295,500	326,600	359,600				
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				

121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					

153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第5

指定職員本給表

号給	本給月額
	円
1	708,000
2	763,000
3	820,000

備考 この表は、校長（理事長が指定する者に限る。）に適用する。

別表第6の1（第23条関係）

管理職手当区分表

職名	区分
事務局長	I種
校長	II種
事務局次長	II種
事務部長	III種（仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校及び熊本高等専門学校並びに地区事務部（調整役を置く地区事務部を除く。）の事務部長にあつてはII種。）
調整役	III種
課長	IV種（機構本部の課長にあつてはIII種。）
機構本部の室長 （これに準ずる職を含む。）のうち理事長が指定する者	IV種
副校長	IV種（独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（機構規則第1号）第5条第3項に定める副校長及び校長が他の学校の校長に就いている学校の副校長1に限る。）
教務主事	IV種（仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校及び熊本高等専門学校並びに校長が他の学校の校長に就いている学校の教務主事にあつてはV種。）
学生主事	V種
寮務主事	V種

別表第6の2（第23条関係）

管理職手当支給額表

本給表	職務 の級	支給額				
		I種	II種	III種	IV種	V種
一般職員本給表(一)	10級	円 139,300	円	円	円	円
	9級	130,300	104,200			
	8級	117,000	94,000	82,200		
	7級		88,500	77,400	66,400	
	6級			72,700	62,300	51,900
	5級			69,400	59,500	49,600
	4級				55,500	46,300
教育職員本給表	5級	円	円 106,800	円	円	円
	4級		101,100		75,900	63,200
	3級				66,300	55,300
	2級					53,500



別表第7（第25条関係）

(1)

都道府県	支給地域	支給割合
千葉県	木更津市	100分の1.5
東京都	八王子市	100分の13.5
愛知県	豊田市	100分の14
三重県	鈴鹿市	100分の11
兵庫県	明石市	100分の4.5
徳島県	阿南市	100分の1.5
香川県	高松市	100分の4.5

(2)

都道府県	支給地域	支給割合
宮城県	仙台市	100分の6.5
茨城県	ひたちなか市	100分の6.5
栃木県	小山市	100分の3.5
群馬県	前橋市	100分の3.5
富山県	富山市	100分の3.5
長野県	長野市	100分の3.5
静岡県	沼津市	100分の6.5
奈良県	大和郡山市	100分の10.5
山口県	周南市	100分の3.5
福岡県	北九州市	100分の3.5

(3)

支給地域	支給割合
国立高等専門学校が所在する地域の内、(1)及び(2)に掲げる地域以外の地域	100分の0.5

備考 次の各号に掲げる機関に在勤する教職員には、それぞれ各号に定める支給地域に在勤するものとして地域手当を支給する。

- 一 仙台高等専門学校 宮城県仙台市
- 二 機構本部 東京都八王子市
- 三 富山高等専門学校 富山県富山市
- 四 香川高等専門学校 香川県高松市

別表第8（第33条関係）

区 分	支給額
I種	12,000円
II種	10,000円
III種	8,500円
IV種	7,000円
V種	6,000円

別表第9（第36条関係）

支 給 地 域	区 分	機 関 名	
北海道	旭川市	1級地	旭川工業高等専門学校
	釧路市	2級地	釧路工業高等専門学校
	苫小牧市	3級地	苫小牧工業高等専門学校
	函館市	3級地	函館工業高等専門学校
青森県	八戸市	4級地	八戸工業高等専門学校
岩手県	一関市	4級地	一関工業高等専門学校
秋田県	秋田市	4級地	秋田工業高等専門学校
新潟県	長岡市	4級地	長岡工業高等専門学校
長野県	長野市	4級地	長野工業高等専門学校

別表第10（第36条関係）

区 分	世 帯 等 の 区 分		
	世帯主である教職員		その他の教職員
	扶養親族のある教職員 (単身赴任手当を支給 される教職員で寒冷地 に居住する扶養親族の ないものを除く。)	その他の世帯主である 教職員	
1級地	26,380円(131,900円)	14,580円(72,900円)	10,340円(51,700円)
2級地	23,360円(116,800円)	13,060円(65,300円)	8,800円(44,000円)
3級地	22,540円(112,700円)	12,860円(64,300円)	8,600円(43,000円)
4級地	17,800円(89,000円)	10,200円(51,000円)	7,360円(36,800円)

※1 支給額の( )は年間支給額。

※2 この表の「寒冷地」とは「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」別表に掲げる地域とする。

別表第11（第37条関係）

職務の級	手当額
一般職員本給表(一)9級以上の級 海事職員本給表(一)6級以上の級 教育職員本給表4級以上の級	4,100円
一般職員本給表(一)8級, 7級及び6級 海事職員本給表(一)5級及び4級 海事職員本給表(二)6級 教育職員本給表3級及び2級	3,100円
一般職員本給表(一)5級及び4級 海事職員本給表(一)3級 海事職員本給表(二)5級 教育職員本給表1級	2,400円
一般職員本給表(一)3級 海事職員本給表(一)2級 海事職員本給表(二)4級及び3級	2,000円
一般職員本給表(一)2級 海事職員本給表(一)1級 海事職員本給表(二)2級	1,900円
一般職員本給表(一)1級 海事職員本給表(二)1級	1,800円

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第6条関係）

本給表	旧級	新級
一般職員本給表（一）	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
一般職員本給表（二）	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2 教職員の号給切替表（附則第6条関係）

イ 一般職員本給表（一）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	経過期間										
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
	3月未滿			93	69	97	85				

24	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							

ロ 一般職員本給表（二）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3月未満			1	1	5	1	1
	3月以上6月未満			1	1	6	1	1
	6月以上9月未満			1	1	7	1	1
	9月以上12月未満			1	1	8	1	1
	12月以上			1	1	9	1	1
2	3月未満		1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	12	1	1
	12月以上		5	5	1	13	1	1
3	3月未満		5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満		6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満		7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満		8	8	4	16	1	1
	12月以上		9	9	5	17	1	1
4	3月未満		9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満		10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満		11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満		12	12	8	20	1	1
	12月以上		13	13	9	21	1	1
5	3月未満		13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満		14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満		15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満		16	16	12	24	4	1
	12月以上		17	17	13	25	5	1
6	3月未満		17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満		18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満		19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満		20	20	16	28	8	4
	12月以上		21	21	17	29	9	5
7	3月未満		21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満		22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満		23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満		24	24	20	32	12	8
	12月以上		25	25	21	33	13	9
8	3月未満		25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満		26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満		27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満		28	28	24	36	16	12
	12月以上		29	29	25	37	17	13
9	3月未満		29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満		30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満		31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満		32	32	28	40	20	16
	12月以上		33	33	29	41	21	17
10	3月未満		33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満		34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満		35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満		36	36	32	44	24	20
	12月以上		37	37	33	45	25	21
11	3月未満		37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満		38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満		39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満		40	40	36	48	28	24
	12月以上		41	41	37	49	29	25



12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	69

	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上6月未滿		126				
	6月以上9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				

ハ 教育職員本給表の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	1	1
	12月以上			5	1	1	1
2	3月未満		1	5	1	1	1
	3月以上6月未満		2	6	2	1	1
	6月以上9月未満		3	7	3	1	1
	9月以上12月未満		4	8	4	1	1
	12月以上		5	9	5	1	1
3	3月未満		5	9	5	1	1
	3月以上6月未満		6	10	6	1	1
	6月以上9月未満		7	11	7	1	1
	9月以上12月未満		8	12	8	1	1
	12月以上		9	13	9	1	1
4	3月未満		9	13	9	1	1
	3月以上6月未満		10	14	10	2	1
	6月以上9月未満		11	15	11	3	1
	9月以上12月未満		12	16	12	4	1
	12月以上		13	17	13	5	1
5	3月未満		13	17	13	5	1
	3月以上6月未満		14	18	14	6	1
	6月以上9月未満		15	19	15	7	1
	9月以上12月未満		16	20	16	8	1
	12月以上		17	21	17	9	1
6	3月未満		17	21	17	9	1
	3月以上6月未満		18	22	18	10	1
	6月以上9月未満		19	23	19	11	1
	9月以上12月未満		20	24	20	12	1
	12月以上		21	25	21	13	1
7	3月未満		21	25	21	13	1
	3月以上6月未満		22	26	22	14	2
	6月以上9月未満		23	27	23	15	3
	9月以上12月未満		24	28	24	16	4
	12月以上		25	29	25	17	5
8	3月未満		25	29	25	17	5
	3月以上6月未満		26	30	26	18	6
	6月以上9月未満		27	31	27	19	7
	9月以上12月未満		28	32	28	20	8
	12月以上		29	33	29	21	9
9	3月未満		29	33	29	21	9
	3月以上6月未満		30	34	30	22	10
	6月以上9月未満		31	35	31	23	11
	9月以上12月未満		32	36	32	24	12
	12月以上		33	37	33	25	13
10	3月未満		33	37	33	25	13
	3月以上6月未満		34	38	34	26	14
	6月以上9月未満		35	39	35	27	15
	9月以上12月未満		36	40	36	28	16
	12月以上		37	41	37	29	17
11	3月未満		37	41	37	29	17
	3月以上6月未満		38	42	38	30	18
	6月以上9月未満		39	43	39	31	19
	9月以上12月未満		40	44	40	32	20
	12月以上		41	45	41	33	21

12	3月未滿	41	45	41	33	21
	3月以上6月未滿	42	46	42	34	22
	6月以上9月未滿	43	47	43	35	23
	9月以上12月未滿	44	48	44	36	24
	12月以上	45	49	45	37	25
13	3月未滿	45	49	45	37	25
	3月以上6月未滿	46	50	46	38	26
	6月以上9月未滿	47	51	47	39	27
	9月以上12月未滿	48	52	48	40	28
	12月以上	49	53	49	41	29
14	3月未滿	49	53	49	41	29
	3月以上6月未滿	50	54	50	42	30
	6月以上9月未滿	51	55	51	43	31
	9月以上12月未滿	52	56	52	44	32
	12月以上	53	57	53	45	33
15	3月未滿	53	57	53	45	33
	3月以上6月未滿	54	58	54	46	34
	6月以上9月未滿	55	59	55	47	35
	9月以上12月未滿	56	60	56	48	36
	12月以上	57	61	57	49	37
16	3月未滿	57	61	57	49	37
	3月以上6月未滿	58	62	58	50	38
	6月以上9月未滿	59	63	59	51	39
	9月以上12月未滿	60	64	60	52	40
	12月以上	61	65	61	53	41
17	3月未滿	61	65	61	53	
	3月以上6月未滿	62	66	62	54	
	6月以上9月未滿	63	67	63	55	
	9月以上12月未滿	64	68	64	56	
	12月以上	65	69	65	57	
18	3月未滿	65	69	65	57	
	3月以上6月未滿	66	70	66	58	
	6月以上9月未滿	67	71	67	59	
	9月以上12月未滿	68	72	68	60	
	12月以上	69	73	69	61	
19	3月未滿	69	73	69	61	
	3月以上6月未滿	70	74	70	62	
	6月以上9月未滿	71	75	71	63	
	9月以上12月未滿	72	76	72	64	
	12月以上	73	77	73	65	
20	3月未滿	73	77	73	65	
	3月以上6月未滿	74	78	74	66	
	6月以上9月未滿	75	79	75	67	
	9月以上12月未滿	76	80	76	68	
	12月以上	77	81	77	69	
21	3月未滿	77	81	77	69	
	3月以上6月未滿	78	82	78	70	
	6月以上9月未滿	79	83	79	71	
	9月以上12月未滿	80	84	80	72	
	12月以上	81	85	81	73	
22	3月未滿	81	85	81	73	
	3月以上6月未滿	82	86	82	74	
	6月以上9月未滿	83	87	83	75	
	9月以上12月未滿	84	88	84	76	
	12月以上	85	89	85	77	
23	3月未滿	85	89	85	77	
	3月以上6月未滿	86	90	86	78	
	6月以上9月未滿	87	91	87	79	
	9月以上12月未滿	88	92	88	80	
	12月以上	89	93	89	81	
24	3月未滿	89	93	89	81	

	3月以上6月未滿	90	94	90	82
	6月以上9月未滿	91	95	91	83
	9月以上12月未滿	92	96	92	84
	12月以上	93	97	93	85
25	3月未滿	93	97	93	85
	3月以上6月未滿	94	98	94	86
	6月以上9月未滿	95	99	95	87
	9月以上12月未滿	96	100	96	88
	12月以上	97	101	97	89
26	3月未滿	97	101	97	
	3月以上6月未滿	98	102	98	
	6月以上9月未滿	99	103	99	
	9月以上12月未滿	100	104	100	
	12月以上	101	105	101	
27	3月未滿	101	105	101	
	3月以上6月未滿	102	106	102	
	6月以上9月未滿	103	107	103	
	9月以上12月未滿	104	108	104	
	12月以上	105	109	105	
28	3月未滿	105	109		
	3月以上6月未滿	106	110		
	6月以上9月未滿	107	111		
	9月以上12月未滿	108	112		
	12月以上	109	113		
29	3月未滿	109	113		
	3月以上6月未滿	110	114		
	6月以上9月未滿	111	115		
	9月以上12月未滿	112	116		
	12月以上	113	117		
30	3月未滿	113	117		
	3月以上6月未滿	114	118		
	6月以上9月未滿	115	119		
	9月以上12月未滿	116	120		
	12月以上	117	121		
31	3月未滿	117	121		
	3月以上6月未滿	118	122		
	6月以上9月未滿	119	123		
	9月以上12月未滿	120	124		
	12月以上	121	125		
32	3月未滿	121	125		
	3月以上6月未滿	122	125		
	6月以上9月未滿	123	125		
	9月以上12月未滿	124	125		
	12月以上	125	125		
33	3月未滿	125			
	3月以上6月未滿	126			
	6月以上9月未滿	127			
	9月以上12月未滿	128			
	12月以上	129			
34	3月未滿	129			
	3月以上6月未滿	130			
	6月以上9月未滿	131			
	9月以上12月未滿	132			
	12月以上	133			
35	3月未滿	133			
	3月以上6月未滿	134			
	6月以上9月未滿	135			
	9月以上12月未滿	136			
	12月以上	137			
36	3月未滿	137			
	3月以上6月未滿	138			

	6 月以上 9 月未滿	139				
	9 月以上 12 月未滿	140				
	12 月以上	141				
37	3 月未滿	141				
	3 月以上 6 月未滿	141				
	6 月以上 9 月未滿	141				
	9 月以上 12 月未滿	141				
	12 月以上	141				

二 海事職員本給表（一）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3月未満				1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1	1	1
	12月以上				1	1	1	1	1
2	3月未満		1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	4	1	1	1	1
	12月以上		5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満		5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満		7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満		8	8	8	4	1	1	1
	12月以上		9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満		9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満		10	10	10	6	1	1	1
	6月以上9月未満		11	11	11	7	1	1	1
	9月以上12月未満		12	12	12	8	1	1	1
	12月以上		13	13	13	9	1	1	1
5	3月未満		13	13	13	9	1	1	1
	3月以上6月未満		14	14	14	10	2	1	1
	6月以上9月未満		15	15	15	11	3	1	1
	9月以上12月未満		16	16	16	12	4	1	1
	12月以上		17	17	17	13	5	1	1
6	3月未満		17	17	17	13	5	1	1
	3月以上6月未満		18	18	18	14	6	2	1
	6月以上9月未満		19	19	19	15	7	3	1
	9月以上12月未満		20	20	20	16	8	4	1
	12月以上		21	21	21	17	9	5	1
7	3月未満		21	21	21	17	9	5	1
	3月以上6月未満		22	22	22	18	10	6	1
	6月以上9月未満		23	23	23	19	11	7	1
	9月以上12月未満		24	24	24	20	12	8	1
	12月以上		25	25	25	21	13	9	1
8	3月未満		25	25	25	21	13	9	1
	3月以上6月未満		26	26	26	22	14	10	2
	6月以上9月未満		27	27	27	23	15	11	3
	9月以上12月未満		28	28	28	24	16	12	4
	12月以上		29	29	29	25	17	13	5
9	3月未満		29	29	29	25	17	13	5
	3月以上6月未満		30	30	30	26	18	14	6
	6月以上9月未満		31	31	31	27	19	15	7
	9月以上12月未満		32	32	32	28	20	16	8
	12月以上		33	33	33	29	21	17	9
10	3月未満		33	33	33	29	21	17	9
	3月以上6月未満		34	34	34	30	22	18	10
	6月以上9月未満		35	35	35	31	23	19	11
	9月以上12月未満		36	36	36	32	24	20	12
	12月以上		37	37	37	33	25	21	13
11	3月未満		37	37	37	33	25	21	13
	3月以上6月未満		38	38	38	34	26	22	14
	6月以上9月未満		39	39	39	35	27	23	15
	9月以上12月未満		40	40	40	36	28	24	16
	12月以上		41	41	41	37	29	25	17

12	3月未滿	41	41	41	37	29	25	17
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	30	26	18
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	31	27	19
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	32	28	20
	12月以上	45	45	45	41	33	29	21
13	3月未滿	45	45	45	41	33	29	21
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	34	30	22
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	35	31	23
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	36	32	24
	12月以上	49	49	49	45	37	33	25
14	3月未滿	49	49	49	45	37	33	25
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	38	34	26
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	39	35	27
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	40	36	28
	12月以上	53	53	53	49	41	37	29
15	3月未滿	53	53	53	49	41	37	29
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	42	38	29
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	43	39	29
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	44	40	29
	12月以上	57	57	57	53	45	41	29
16	3月未滿	57	57	57	53	45	41	
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	46	42	
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	47	43	
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	48	44	
	12月以上	61	61	61	57	49	45	
17	3月未滿	61	61	61	57	49	45	
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	50	46	
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	51	47	
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	53	49	
18	3月未滿	65	65	65	61	53	49	
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	54	50	
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	55	51	
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	56	52	
	12月以上	69	69	69	65	57	53	
19	3月未滿	69	69	69	65	57	53	
	3月以上6月未滿	69	69	70	66	58	54	
	6月以上9月未滿	69	69	71	67	59	55	
	9月以上12月未滿	69	69	72	68	60	56	
	12月以上	69	69	73	69	61	57	
20	3月未滿			73	69	61	57	
	3月以上6月未滿			74	70	62	57	
	6月以上9月未滿			75	71	63	57	
	9月以上12月未滿			76	72	64	57	
	12月以上			77	73	65	57	
21	3月未滿			77	73	65		
	3月以上6月未滿			78	74	66		
	6月以上9月未滿			79	75	67		
	9月以上12月未滿			80	76	68		
	12月以上			81	77	69		
22	3月未滿			81	77	69		
	3月以上6月未滿			82	78	70		
	6月以上9月未滿			83	79	71		
	9月以上12月未滿			84	80	72		
	12月以上			85	81	73		
23	3月未滿			85	81	73		
	3月以上6月未滿			86	82	73		
	6月以上9月未滿			87	83	73		
	9月以上12月未滿			88	84	73		
	12月以上			89	85	73		
24	3月未滿			89	85			



	3 月以上 6 月未滿			90	86			
	6 月以上 9 月未滿			91	87			
	9 月以上 12 月未滿			92	88			
	12 月以上			93	89			
25	3 月未滿			93	89			
	3 月以上 6 月未滿			94	89			
	6 月以上 9 月未滿			95	89			
	9 月以上 12 月未滿			96	89			
	12 月以上			97	89			
26	3 月未滿			97				
	3 月以上 6 月未滿			98				
	6 月以上 9 月未滿			99				
	9 月以上 12 月未滿			100				
	12 月以上			101				
27	3 月未滿			101				
	3 月以上 6 月未滿			101				
	6 月以上 9 月未滿			101				
	9 月以上 12 月未滿			101				
	12 月以上			101				

ホ 海事職員本給表（二）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	経過期間						
	3 月未満			1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1
12 月以上			1	1	1	1	
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	2	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	3	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	4	4	1	1	1
	12 月以上	9	5	5	1	1	1
4	3 月未満	9	5	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	6	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	7	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	8	8	4	1	1
	12 月以上	13	9	9	5	1	1
5	3 月未満	13	9	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	10	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	11	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	16	12	12	8	4	1
	12 月以上	17	13	13	9	5	1
6	3 月未満	17	13	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	14	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	15	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	20	16	16	12	8	4
	12 月以上	21	17	17	13	9	5
7	3 月未満	21	17	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	22	18	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	23	19	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	24	20	20	16	12	8
	12 月以上	25	21	21	17	13	9
8	3 月未満	25	21	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	26	22	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	23	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	28	24	24	20	16	12
	12 月以上	29	25	25	21	17	13
9	3 月未満	29	25	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	30	26	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	31	27	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	32	28	28	24	20	16
	12 月以上	33	29	29	25	21	17
10	3 月未満	33	29	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	34	30	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	35	31	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満	36	32	32	28	24	20
	12 月以上	37	33	33	29	25	21
11	3 月未満	37	33	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	38	34	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	39	35	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満	40	36	36	32	28	24
	12 月以上	41	37	37	33	29	25

12	3月未滿	41	37	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	38	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	39	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	40	40	36	32	28
	12月以上	45	41	41	37	33	29
13	3月未滿	45	41	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	42	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	43	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	44	44	40	36	32
	12月以上	49	45	45	41	37	33
14	3月未滿	49	45	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	46	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	47	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	48	48	44	40	36
	12月以上	53	49	49	45	41	37
15	3月未滿	53	49	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	50	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	51	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	52	52	48	44	40
	12月以上	57	53	53	49	45	41
16	3月未滿	57	53	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	54	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	55	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	56	56	52	48	44
	12月以上	61	57	57	53	49	45
17	3月未滿	61	57	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	58	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	59	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	60	60	56	52	48
	12月以上	65	61	61	57	53	49
18	3月未滿	65	61	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	62	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	63	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	64	64	60	56	52
	12月以上	69	65	65	61	57	53
19	3月未滿	69	65	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	66	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	67	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	68	68	64	60	56
	12月以上	73	69	69	65	61	57
20	3月未滿	73	69	69	65	61	57
	3月以上6月未滿	74	70	70	66	62	58
	6月以上9月未滿	75	71	71	67	63	59
	9月以上12月未滿	76	72	72	68	64	60
	12月以上	77	73	73	69	65	61
21	3月未滿	77	73	73	69	65	61
	3月以上6月未滿	78	74	74	70	66	62
	6月以上9月未滿	79	75	75	71	67	63
	9月以上12月未滿	80	76	76	72	68	64
	12月以上	81	77	77	73	69	65
22	3月未滿	81	77	77	73	69	65
	3月以上6月未滿	82	78	78	74	70	66
	6月以上9月未滿	83	79	79	75	71	67
	9月以上12月未滿	84	80	80	76	72	68
	12月以上	85	81	81	77	73	69
23	3月未滿	85	81	81	77	73	69
	3月以上6月未滿	85	82	82	78	74	69
	6月以上9月未滿	85	83	83	79	75	69
	9月以上12月未滿	85	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
24	3月未滿		85	85	81	77	

	3月以上6月未滿		86	86	82	78
	6月以上9月未滿		87	87	83	79
	9月以上12月未滿		88	88	84	80
	12月以上		89	89	85	81
25	3月未滿		89	89	85	81
	3月以上6月未滿		90	90	86	82
	6月以上9月未滿		91	91	87	83
	9月以上12月未滿		92	92	88	84
	12月以上		93	93	89	85
26	3月未滿		93	93	89	85
	3月以上6月未滿		94	94	90	86
	6月以上9月未滿		95	95	91	87
	9月以上12月未滿		96	96	92	88
	12月以上		97	97	93	89
27	3月未滿		97	97	93	89
	3月以上6月未滿		98	98	94	89
	6月以上9月未滿		99	99	95	89
	9月以上12月未滿		100	100	96	89
	12月以上		101	101	97	89
28	3月未滿		101	101	97	
	3月以上6月未滿		102	102	98	
	6月以上9月未滿		103	103	99	
	9月以上12月未滿		104	104	100	
	12月以上		105	105	101	
29	3月未滿		105	105	101	
	3月以上6月未滿		105	106	102	
	6月以上9月未滿		105	107	103	
	9月以上12月未滿		105	108	104	
	12月以上		105	109	105	
30	3月未滿			109		
	3月以上6月未滿			110		
	6月以上9月未滿			111		
	9月以上12月未滿			112		
	12月以上			113		
31	3月未滿			113		
	3月以上6月未滿			113		
	6月以上9月未滿			113		
	9月以上12月未滿			113		
	12月以上			113		

へ 医療職員本給表（一）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	経過期間								
	3月未満			1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1
12月以上			1	1	1	1	1	1	
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26	22

	6 月以上 9 月未滿	43	43	43	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未滿	44	44	44	40	36	32	28	24
	12 月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3 月未滿	45	45	45	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	44	40	36	32	28
	12 月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3 月未滿	49	49	49	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	48	44	40	36	32
	12 月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3 月未滿	53	53	53	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	52	48	44	40	36
	12 月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3 月未滿	57	57	57	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	54	50	46	42	37
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55	51	47	43	37
	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	56	52	48	44	37
	12 月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3 月未滿	61	61	61	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	60	56	52	48	
	12 月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3 月未滿	65	65	65	61	57	53		
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54		
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55		
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	64	60	56		
	12 月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3 月未滿	69	69	69	65	61	57		
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58		
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59		
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	68	64	60		
	12 月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3 月未滿	73	73	73	69	65	61		
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	71	67	63		
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	72	68	64		
	12 月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3 月未滿	77	77	77	73	69			
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	74	70			
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	75	71			
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	76	72			
	12 月以上	81	81	81	77	73			
22	3 月未滿	81	81	81	77	73			
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	78	74			
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	79	75			
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	80	76			
	12 月以上	85	85	85	81	77			
23	3 月未滿	85	85	85	81	77			
	3 月以上 6 月未滿	85	86	86	82	78			
	6 月以上 9 月未滿	85	87	87	83	79			
	9 月以上 12 月未滿	85	88	88	84	80			
	12 月以上	85	89	89	85	81			
24	3 月未滿		89	89	85				
	3 月以上 6 月未滿		90	90	86				
	6 月以上 9 月未滿		91	91	87				

	9 月以上12月未滿		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未滿		93	93	89				
	3月以上6月未滿		94	94	90				
	6月以上9月未滿		95	95	91				
	9月以上12月未滿		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				
26	3月未滿		97	97	93				
	3月以上6月未滿		98	98	94				
	6月以上9月未滿		99	99	95				
	9月以上12月未滿		100	100	96				
	12月以上		101	101	97				
27	3月未滿		101	101	97				
	3月以上6月未滿		102	102	98				
	6月以上9月未滿		103	103	99				
	9月以上12月未滿		104	104	100				
	12月以上		105	105	101				
28	3月未滿		105	105					
	3月以上6月未滿		105	106					
	6月以上9月未滿		105	107					
	9月以上12月未滿		105	108					
	12月以上		105	109					
29	3月未滿			109					
	3月以上6月未滿			110					
	6月以上9月未滿			111					
	9月以上12月未滿			112					
	12月以上			113					
30	3月未滿			113					
	3月以上6月未滿			113					
	6月以上9月未滿			113					
	9月以上12月未滿			113					
	12月以上			113					

ト 医療職員本給表（二）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25



12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未満	89	89	89	85	81		

	3月以上6月未満	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上6月未満	94	94	94	90			
	6月以上9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上6月未満	98	98	98	94			
	6月以上9月未満	99	99	99	95			
	9月以上12月未満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上6月未満	102	102	102	98			
	6月以上9月未満	103	103	103	99			
	9月以上12月未満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上6月未満	106	106	106	102			
	6月以上9月未満	107	107	107	103			
	9月以上12月未満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上6月未満	110	110	110				
	6月以上9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上6月未満	114	114	114				
	6月以上9月未満	115	115	115				
	9月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未満	117	117	117				
	3月以上6月未満	118	118	118				
	6月以上9月未満	119	119	119				
	9月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	122	122					
	6月以上9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
28	3月未満	125	125					
	3月以上6月未満	126	126					
	6月以上9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
29	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
30	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
31	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					

	6 月以上 9 月未滿	139	139					
	9 月以上 12 月未滿	140	140					
	12 月以上	141	141					
32	3 月未滿	141	141					
	3 月以上 6 月未滿	142	142					
	6 月以上 9 月未滿	143	143					
	9 月以上 12 月未滿	144	144					
	12 月以上	145	145					
33	3 月未滿	145	145					
	3 月以上 6 月未滿	146	146					
	6 月以上 9 月未滿	147	147					
	9 月以上 12 月未滿	148	148					
	12 月以上	149	149					
34	3 月未滿	149						
	3 月以上 6 月未滿	150						
	6 月以上 9 月未滿	151						
	9 月以上 12 月未滿	152						
	12 月以上	153						
35	3 月未滿	153						
	3 月以上 6 月未滿	154						
	6 月以上 9 月未滿	155						
	9 月以上 12 月未滿	156						
	12 月以上	157						
36	3 月未滿	157						
	3 月以上 6 月未滿	158						
	6 月以上 9 月未滿	159						
	9 月以上 12 月未滿	160						
	12 月以上	161						

附則別表第3 指定職員本給表の適用を受ける教職員の号給の切替表（附則第6条関係）

旧号級	新号級
1 から 4 まで	1
5	2
6	3